

本法令日本語訳集は、JICA 技術協力専門家乃至プロジェクト関係者等が作成した成果物等を、日本の企業・個人の皆様がベトナムの法令を理解するための参考資料として公開するものです。法律上の問題に関しては法令のベトナム語原文を参照してください。JICA は、本法令日本語訳集の内容の正確性について保証せず、利用者が本法令日本語訳を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

仮和訳者 弁護士 塚原 正典

ベトナム 2020 年投資法（法律番号 61/2020/QH14）

目次

第一章 総則	4
第 1 条 調整範囲	4
第 2 条 適用対象	4
第 3 条 用語の解釈	4
第 4 条 投資法及び関係法律の適用	7
第 5 条 経営投資に関する政策	8
第 6 条 経営投資禁止分野，業種	8
第 7 条 条件付き経営投資分野，業種	9
第 8 条 経営投資禁止分野，業種，条件付き経営投資分野，業種の目録， 経営投資条件の修正，補充	10
第 9 条 外国投資家に対する市場アクセスの分野，業種及び条件	10
第二章 投資の保障	11
第 10 条 財産所有権の保障	11
第 11 条 経営投資活動の保障	11
第 12 条 財産を国外への移動する外国投資家の権利の保障	11
第 13 条 法令が変更された場合における経営投資の保障	12
第 14 条 経営投資活動における紛争の解決	12
第三章 投資の優遇措置及び支援	13
第 15 条 投資優遇の適用形式及び対象	13
第 16 条 投資優遇分野，業種及び投資優遇地域	15
第 17 条 投資優遇の適用手続	16
第 18 条 投資支援の形式	16
第 19 条 工業団地，輸出加工区，ハイテクパーク，経済区のインフラ ストラクチャシステム開発支援	16
第 20 条 特別投資優遇及び特別投資支援	16
第四章 ベトナムにおける投資活動	17
第一節 投資の形式	17
第 21 条 投資の形式	17
第 22 条 経済組織設立投資	18
第 23 条 非内国経済組織の投資活動の実施	18
第 24 条 出資，株式購入，持分購入の形式による投資	19

第 25 条	出資，株式購入，持分購入の形式	19
第 26 条	出資，株式購入，持分購入の形式による投資の手続	19
第 27 条	BCC 契約の形式による投資	20
第 28 条	BCC 契約の内容	20
第二節	投資方針承認及び投資家選択	20
第 29 条	投資プロジェクトを実施する投資家の選択	20
第 30 条	国会の投資方針承認権限	21
第 31 条	政府首相の投資方針承認権限	22
第 32 条	省級人民委員会の投資方針承認権限	23
第 33 条	投資方針承認申請審査の書類，内容	23
第 34 条	国会の投資方針承認の手順，手続	25
第 35 条	政府首相の投資方針承認の手順，手続	26
第 36 条	省級人民委員会の投資方針承認の手順，手続	27
第三節	投資登録証明書の発給，調整及び回収手続	27
第 37 条	投資登録証明書の発給手続を実施する場合	27
第 38 条	投資登録証明書の発給手続	27
第 39 条	投資登録証明書の発給，調整及び回収の権限	28
第 40 条	投資登録証明書の内容	29
第 41 条	投資プロジェクトの調整	29
第四節	投資プロジェクトの実施展開	31
第 42 条	投資プロジェクト実施の原則	31
第 43 条	投資プロジェクト実施の担保	31
第 44 条	投資プロジェクトの活動期間	31
第 45 条	投資資本価値の確定；投資資本価値の鑑定；機械，設備，技術 連鎖の鑑定	32
第 46 条	投資プロジェクトの譲渡	32
第 47 条	投資プロジェクト活動の停止	33
第 48 条	投資プロジェクト活動の終了	34
第 49 条	BCC 契約における外国投資家の管理事務所の設立	35
第 50 条	BCC 契約における外国投資家の管理事務所の活動の終了	35
第五章	外国への投資活動	36
第一節	総則	36
第 51 条	外国への投資活動実施の原則	36
第 52 条	外国への投資の形式	36
第 53 条	外国への投資禁止分野，業種	37
第 54 条	外国への条件付投資分野，業種	37

第 55 条	外国への投資資本源	37
第二節	外国への投資方針承認, 投資決定手続	37
第 56 条	外国への投資方針承認権限	37
第 57 条	国会の外国への投資方針承認の書類, 手順, 手続	38
第 58 条	政府首相の外国への投資方針承認の書類, 手順, 手続	40
第 59 条	外国への投資決定	40
第三節	外国への投資登録証明書の発給, 調整及び効力終了の手続	40
第 60 条	外国への投資登録証明書発給の条件	40
第 61 条	外国への投資登録証明書発給の手続	40
第 62 条	外国への投資登録証明書の内容	41
第 63 条	外国への投資登録証明書の調整	41
第 64 条	外国への投資登録証明書の効力の終了	43
第四節	外国における投資活動の展開	43
第 65 条	外国への投資資本口座の開設	43
第 66 条	外国への投資資本の移転	43
第 67 条	外国における利益の使用	44
第 68 条	国内への利益の移転	44
第六章	投資に関する国家管理	45
第 69 条	投資に関する国家管理の責任	45
第 70 条	投資の監察, 評価	46
第 71 条	国家投資情報システム	47
第 72 条	ベトナムにおける投資活動の報告制度	48
第 73 条	外国における投資活動の報告制度	49
第 74 条	投資促進活動	50
第七章	施行条項	50
第 75 条	経営投資に関連を有する各法律の条項の修正, 補充	50
第 76 条	施行条項	52
第 77 条	転換規定	53
別表 1	経営投資が禁止される各麻薬物質 (略)	56
別表 2	禁止される化学物質, 鉱物の目録 (略)	56
別表 3	グループ I の絶滅危惧, 貴重, 希少な野生動植物, 水産物の目録 (略)	56
別表 4	条件付き経営投資分野, 業種の目録	56

投資法¹

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、
国会は投資法を発行する。

第一章 総則

第1条 調整範囲

この法律は、ベトナムにおける経営投資活動及びベトナムから外国への経営投資活動について規定する。

第2条 適用対象

この法律は、投資家及び経営投資活動に関係する機関、組織、個人に対し適用される。

第3条 用語の解釈

この法律では、以下の各用語は次のとおり理解される。

1. 「投資方針承認」²とは、権限を有する国家機関が、投資の目標、場所³、規模、進捗、プロジェクト実施期間、投資家又は投資家選定形式及び投資プロジェクト実施のための特別な制度、政策（もしあれば）に関して承認することをいう。
2. 「投資登録機関」⁴とは、投資登録証明書を発給、調整、回収する権限を有する国家機関をいう。
3. 「国家投資データベース」⁵とは、関連を有する機関のデータベースシステム

¹ 本稿は2020年7月25日時点での仮和訳である。目的はあくまで情報提供の範囲にとどまり、個別の事案への適用を予定していない。個別事案への適用により生じたいかなる損害について、仮和訳者及びその所属する法律事務所はいっさいの責任を負わない。

² 「投資方針承認」の原文は“chấp thuận chủ trương đầu tư”である。

³ 「場所」の原文は“địa điểm”である。

⁴ 「投資登録機関」の原文は“cơ quan đăng ký đầu tư”である。

⁵ 「国家投資データベース」の原文は“cơ quan đăng ký đầu tư”である。

と結合した、ベトナムの領域⁶における投資プロジェクトに関するデータの集合をいう。

4. 「投資プロジェクト」⁷とは、特定の期間、具体的な地域において経営投資活動を遂行するための中期又は長期的な資本投入の提案の集合をいう。
5. 「拡大投資プロジェクト」⁸とは、活動中の投資プロジェクトについて、規模を拡大し、稼働能力を向上させ、技術を刷新し、環境汚染を減少し、又は環境を改善することにより発展させる投資プロジェクトをいう。
6. 「新規投資プロジェクト」⁹とは、初めて実施される投資プロジェクト、又は活動中のプロジェクトから独立している投資プロジェクトをいう。
7. 「創造的スタートアップ投資プロジェクト」¹⁰とは、新たな知的財産、技術、ビジネスモデルの開発に基づいた新しいアイデアを実施し、急速に成長する可能性がある投資プロジェクトをいう。
8. 「経営投資」¹¹とは、経営活動を実施するために資本を投入することをいう。
9. 「経営投資条件」¹²とは、個人、組織が条件付経営投資分野、業種の経営投資活動を実施する際に適合しなければならない条件をいう。
10. 「外国投資家に対する市場アクセス条件」¹³とは、この法律第9条2項が規定する外国投資家に対するもので、市場アクセス制限分野、業種の目録に属する各業種、分野において投資するために外国投資家が適合しなければならない条件をいう。
11. 「投資登録証明書」¹⁴とは、投資プロジェクトに関する投資家の登録情報を認証して記入した紙による書面、電子書面をいう。
12. 「国家投資情報システム」¹⁵とは、国家管理業務に資するとともに、投資家が経営投資活動を実施するのを支援するために、全国の投資の状況を監督、評価、分析する専門業務情報システムをいう。

⁶ 「ベトナムの領域における」の原文は“trên phạm vi toàn quốc”である。

⁷ 「投資プロジェクト」の原文は“dự án đầu tư”である。

⁸ 「拡大投資プロジェクト」の原文は“dự án đầu tư mở rộng”である。

⁹ 「新規投資プロジェクト」の原文は“dự án đầu tư mới”である。

¹⁰ 「創造的スタートアップ投資プロジェクト」の原文は“dự án đầu tư khởi nghiệp sáng tạo”である。

¹¹ 「経営投資」の原文は“đầu tư kinh doanh”である。

¹² 「経営投資条件」の原文は“điều kiện đầu tư kinh doanh”である。

¹³ 「外国投資家に対する市場アクセス条件」の原文は“điều kiện tiếp cận thị trường đối với nhà đầu tư nước ngoài”である。

¹⁴ 「投資登録証明書」の原文は“giấy chứng nhận đăng ký đầu tư”である。

¹⁵ 「国家投資情報システム」の原文は“hệ thống thông tin quốc gia về đầu tư”である。

13. 「外国への投資活動」¹⁶とは、投資家が投資資本をベトナムから外国に投資資本を移転し、その投資資本から得られる利益を外国における経営投資活動に使用することをいう。
14. 「事業協力契約」¹⁷（以下「BCC 契約」という）とは、経済組織を設立せずに、法令の規定に従って事業協力を行って利益を分配し、製品を分配するために各投資家の間で締結される契約をいう。
15. 「輸出加工区」¹⁸とは、輸出製品の生産並びに輸出製品の生産及び輸出活動のための役務に特化した工業団地をいう。
16. 「工業団地」¹⁹とは、工業製品の生産及び工業生産のための役務の実施に特化した特定の地理的境界を有する区域をいう。
17. 「経済区」²⁰とは、投資の誘致、経済社会の発展及び国防、治安維持の各目的を達成するために設立される複数の機能区域を含む特定の地理的境界を有する区域をいう。
18. 「投資家」²¹とは、経営投資活動を実施する組織、個人をいい、内国投資家、外国投資家及び非内国経済組織からなる。
19. 「外国投資家」²²とは、外国の国籍を有する個人、外国の法令に基づいて設立された組織でベトナムにおいて経営投資活動を実施するものをいう。
20. 「内国投資家」²³とは、ベトナム国籍を有する個人、外国投資家である社員又は株主がいない経済組織をいう。
21. 「経済組織」²⁴とは、ベトナムの法令の規定に基づいて設立され、活動する組織をいい、企業、協同組合²⁵、協同組合連合及びその他の経営投資活動を実施する組織からなる。
22. 「非内国経済組織」²⁶とは、外国投資家である社員又は株主がいる経済組織をいう。

¹⁶ 「外国への投資活動」の原文は“hoạt động đầu tư ra nước ngoài”である。

¹⁷ 「事業協力契約」の原文は“hợp đồng hợp tác kinh doanh”である。

¹⁸ 「輸出加工区」の原文は“khu chế xuất”である。

¹⁹ 「工業団地」の原文は“khu công nghiệp”である。

²⁰ 「経済区」の原文は“khu kinh tế”である。

²¹ 「投資家」の原文は“nhà đầu tư”である。

²² 「外国投資家」の原文は“nhà đầu tư nước ngoài”である。

²³ 「内国投資家」の原文は“nhà đầu tư trong nước”である。

²⁴ 「経済組織」の原文は“tổ chức kinh tế”である。

²⁵ 「協働組合」の原文は“hợp tác xã”である。

²⁶ 「非内国経済組織」の原文は“tổ chức kinh tế có vốn đầu tư nước ngoài”である。直訳は、外国投資資本を有する経済組織、となる。

23. 「投資資本」²⁷とは、民事に関する法令及びベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約の規定に従った、経営投資活動を実施するための金員及びその他の財産をいう。

第4条 投資法及び関係法律の適用

1. ベトナムの領土における経営投資活動は、投資法及びその他の関係法律の規定に従って実施する。
2. 投資法と、投資法が施行効力を有する日より前に発行済みの他の法律との間に経営投資禁止分野、業種、条件付き経営投資分野、業種について異なる規定がある場合、投資法の規定に従う。
その他の法律にある経営禁止分野、業種、条件付き経営分野、業種の名称に関する規定は、投資法の第6条及び各別表と統一されなければならない。
3. 投資法と、投資法が施行効力を有する日より前に発行済みの他の法律との間に経営投資の手順、手続、投資の保障について異なる規定がある場合、投資法の規定に従う。ただし、以下の場合を除く。
 - a) 企業における生産、経営へ投資する国家資本の管理、使用の法律²⁸の規定に従って実施される、企業における国家の投資資本の投資、管理、使用。
 - b) 公共投資法の規定に従って実施される公共投資の権限、手順、手続及び公共投資資本の管理、使用。
 - c) 官民パートナーシップ投資法²⁹の規定に従って実施される、官民パートナーシップ形式に従う投資プロジェクトに直接適用される投資の権限、手順、手続、プロジェクトの実施；プロジェクト契約を調整する法令；国家資本の投資の保障、管理制度。
 - d) 権限を有する機関から投資法の規定に従った投資方針承認、投資方針調整承認を得た後の、建設法、住宅法及び不動産事業法の規定に従った建設、住宅、都市区域プロジェクトの実施。
 - d) 与信機関法、保険事業法、石油・ガス法の規定に従って実施される経営投資の権限、手順、手続、条件。
 - e) 証券法の規定に従って実施する、ベトナムの証券市場における証券及び証券市場に関する経営投資、活動の権限、手順、手続、条件。
4. 投資法が施行効力を有した日の後に発行されたその他の法律が、投資法の規

²⁷ 「投資資本」の原文は“vốn đầu tư”である。

²⁸ 「企業における生産、経営へ投資する国家資本の管理、使用の法律」の原文は“Luật Quản lý, sử dụng vốn nhà nước đầu tư vào sản xuất, kinh doanh tại doanh nghiệp”であり、その法律番号は69/2014/QH13である。

²⁹ 「官民パートナーシップ投資法」の原文は“Luật Đầu tư theo phương thức đối tác công tư”であり、その法律番号は64/2020/QH14である。

定と異なった、投資についての特殊な規定を必要とする場合、投資法の規定に従って実施する内容と、投資法ではなくその異なった法律の規定に従って実施する内容を具体的に確定しなければならない。

5. 当事者の少なくとも一方が外国投資家又は投資法第 23 条 1 項が規定する経済組織である場合、各当事者は、外国の法令又は国際投資慣習の適用について契約中で合意することができる。ただし、当該合意はベトナムの法令の規定に反するものであってはならない。

第 5 条 経営投資に関する政策

1. 投資家は、この法律が禁止していない各分野、業種で経営投資活動を実施する権利を有する。条件付経営投資分野、業種については、投資家は法令の規定に従った各経営投資条件に適合しなければならない。
2. 投資家は、この法律の規定及び関連を有する法令のその他の規定に従い、経営投資活動について自ら決定することができ、それにつき責任を負う。法令の規定に従い、各信用資本、補助金にアクセスし、使用し、土地及びその他の天然資源を使用することができる。
3. 投資家は、その活動が国防、国家の治安に悪影響を与える、又は悪影響を与えるおそれがある場合は、その経営投資活動を停止させられ、自ら停止し、終了する。
4. 国は、投資家の財産所有権、投資資本、収入及びその他の権利、合法的な利益を公認し、保護する。
5. 国は、各投資家を平等に取り扱う。投資家が経営投資活動を実施し、各経済分野を強力に発展させるよう奨励する政策をとり、有利な条件を整備する。
6. 国は、ベトナム社会主義共和国が加盟する投資に関する各国際条約を尊重し、履行する。

第 6 条 経営投資禁止分野、業種

1. 次の各経営投資活動を禁止する。
 - a) この法律別表第 1 が規定する各麻薬物質に関する事業。
 - b) この法律別表第 2 が規定する各種化学物質、鉱物に関する事業。
 - c) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約別表第 1 に規定される自然に由来する各種野生植物、動物の標本に関する事業。この法律別表第 3 のグループ I が規定する、自然に由来する絶滅のおそれのある、貴重で、希少な野生動植物、水産物の標本に関する事業。
 - d) 売春事業。
 - d) 人身、人の身体組織、肉体、部分、胎児の売買。
 - e) 人の無性生殖に関連する事業活動。

- g) 爆竹事業。
 - h) 債権回収事業。
2. この条第1項 a 号, b 号及び c 号が規定する物品の分析, 検査, 科学研究, 医療, 薬品の生産, 犯罪の捜査, 国防, 治安維持のための生産, 使用は, 政府の規定に従って実施する。

第7条 条件付き経営投資分野, 業種

1. 条件付き経営投資分野, 業種とは, 当該分野, 業種について経営投資活動を実施するために, 国防, 国家の治安, 社会の秩序, 安全, 社会道徳, 市民の健康を理由とする必要条件に適合しなければならない分野, 業種をいう。
2. 条件付き経営投資分野, 業種の目録は, この法律別表第4にて規定する。
3. この条第2項に規定される分野, 業種に関する経営投資の条件は, 法律, 国会決議, 国会常務委員会令, 国会常務委員会の決議, 政府の議定³⁰及びベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約が規定する。省, 省同格機関, 各級の人民評議会, 人民委員会, その他の機関, 組織, 個人は, 経営投資の条件に関する規定を発行することができない。
4. 経営投資の条件は, この条第1項が規定する理由に適合し, 公開され, 明白, 客観的であり, 投資家が遵守に要する期間, 費用を節約するよう規定されなければならない。
5. 経営投資の条件に関する規定は, 以下の内容を含まなければならない。
 - a) 経営投資条件適用の対象及び範囲。
 - b) 経営投資条件適用の形式。
 - c) 経営投資条件の内容。
 - d) 経営投資条件遵守のための行政の書類, 手順, 手続 (もしあれば) 。
 - d) 経営投資条件についての国家管理機関, 行政手続解決権限を有する機関。
 - e) 許可書, 証明書, 証書又はその他の確認, 承認文書の有効期間 (もしあれば) 。
6. 経営投資条件は以下の形式に従って適用する。
 - a) 許可書。
 - b) 証明書。
 - c) 証書。
 - d) 確認, 承認文書。
 - d) 個人, 経済組織が経営投資活動実施のために適合しなければならないその他の要請で, 権限を有する機関の書面による確認が不要なもの。

³⁰ 「議定」の原文は“ngghi định”であるが政令と訳される場合も多い。

7. 条件付経営投資分野、業種及びそれらに対する経営投資条件は、国家企業登記ポータル³¹上に掲載されなければならない。
8. 政府は、経営投資条件の公表及び検査について詳細を定める。

第8条 経営投資禁止分野、業種、条件付き経営投資分野、業種の目録、経営投資条件の修正、補充

1. それぞれの時期の経済、社会の状況及び国家管理の必要性に基づき、政府は、経営投資禁止分野、業種、条件付き経営投資分野、業種の目録を精査し、簡易手順、手続に従って、この法律第6条、第7条及び各別表の修正、補充を国会に対し提案する。
2. 条件付経営投資分野、業種又は経営投資条件の修正、補充は、この法律第7条の1項、3項、4項、5項、6項及び7項に適合しなくてはならない。

第9条 外国投資家に対する市場アクセスの分野、業種及び条件

1. 外国投資家には、この条第2項が規定する場合を除き、内国投資家に対する規定と同じ市場アクセス条件を適用する。
2. 法律、国会決議、国会常務委員会令、国会常務委員会決議、政府の議定及びベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に基づき、政府は外国投資家に対する市場アクセス制限分野、業種の目録を公表する。その分野、業種は以下からなる。
 - a) 市場にアクセスできない³²分野、業種。
 - b) 条件付市場アクセス分野、業種。
3. 外国投資家に対する市場アクセス制限分野、業種の目録が規定する外国投資家に対する市場アクセス条件は以下からなる。
 - a) 経済組織における外国投資家の定款資本保有割合。
 - b) 投資形式。
 - c) 投資活動範囲。
 - d) 投資家、投資活動実施に参加するパートナーの能力。
 - d) 法律、国会決議、国会常務委員会令、国会常務委員会決議、政府の議定及びベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約の規定に従ったその他の条件。
4. 政府はこの条の詳細を規定する。

³¹ 「国家企業登記ポータル」の原文は“cổng thông tin quốc gia về đăng ký doanh nghiệp”である。

³² 原文は“chưa được tiếp cận thị trường”であり、「まだ、今のところは」市場にアクセスできないとのニュアンスが文言上含まれていると思われる。

第二章 投資の保障

第 10 条 財産所有権の保障

1. 投資家の合法的な財産は、行政措置により国有化又は没収されない³³。
2. 国が国防、治安上の理由により、又は国家の利益、緊急状態及び災害の予防、対応のために財産を収用、徴用する場合、投資家は、財産の収用、徴用に関する法令及び関連を有するその他の規定に従って精算、賠償を受けることができる。

第 11 条 経営投資活動の保障

1. 国は投資家に対し、次の諸要求の履行を強制することはない。
 - a) 優先的に国内の商品、役務を購入し、使用すること、又は国内の生産者若しくは役務提供者から商品、役務を購入し、使用しなければならないとすること。
 - b) 一定の割合の商品、役務を輸出すること。輸出する又は国内で生産、供給する商品、役務の数量、価格、種類を制限すること。
 - c) 輸出する商品、役務の数量及び価格に相応する数量及び価格の商品、役務を輸入すること、又は輸出により得られる外貨を輸入の需要を満たすための外貨と均衡させること。
 - d) 国内で生産する商品について現地調達率を達成すること。
 - d) 国内での研究及び開発活動について一定の程度又は価値を達成すること。
 - e) 国内又は外国の具体的な場所³⁴において商品、役務を供給すること。
 - g) 権限を有する国家機関の要求に従った場所に本店を置くこと。
2. それぞれの時期の経済、社会の発展の状況、投資誘致の需要に基づき、政府首相は、国会、政府首相の投資方針承認権限に属する投資プロジェクト及びその他の重要なインフラストラクチャ開発投資プロジェクト実施のための国家保障形式の適用を決定する。

第 12 条 財産を国外への移動する外国投資家の権利の保障

³³ 「行政措置により国有化又は没収されない」の原文は “không bị quốc hữu hóa hoặc không bị tịch thu bằng biện pháp hành chính” である。「行政措置 biện pháp hành chính」が「没収 tịch thu」だけを修飾するか、「国有化 quốc hữu hóa」を合わせて修飾するか、文言上は必ずしも明らかでないが、一般論として立法による国有化は観念し得ること、ベトナム 2013 年憲法第 32 条 3 項が、緊急時における市場価格による私的財産の収用等を規定していること、本項も収用化等につき規定していることより、「国有化 quốc hữu hóa」を合わせて修飾すると本稿では判断した。

³⁴ 「場所」の原文は “địa điểm” であり、直訳は地点である。

外国投資家は、法令の規定に基づくベトナム国家に対する財政義務を完全に履行した後に、以下の各財産を外国に移動させることができる。

1. 投資資本，投資の各清算分配金。
2. 経営投資活動から得られた収入。
3. 投資家の合法的な所有に属する金員及びその他の財産。

第 13 条 法令が変更された場合における経営投資の保障

1. 新たに制定された法令文書が、新たに投資優遇を規定する、より有利な投資優遇を規定する場合、投資家は、投資プロジェクトの残りの優遇措置享受期間中、新たな法令文書の規定に基づく投資優遇を享受することができる。ただし、この法律第 20 条 5 項 a 号が規定する場合に属する投資プロジェクトに対する特別投資優遇を除く。
2. 新たに制定された法令文書が、投資家が従前享受していた投資優遇より不利な投資優遇を規定する場合、投資家は、投資プロジェクトの残りの優遇措置享受期間中、引続き従前の規定に基づく投資優遇の適用を受けることができる。
3. この条第 2 項の規定は、法令文書の規定の変更が国防、国家の治安、社会の秩序、安全、社会道徳、市民の健康、環境の保護を理由とする場合には適用されない。
4. 投資家がこの条第 3 項の規定により引続き投資優遇の適用を受けることができない場合、次の一つ又は複数の措置により解決される。
 - a) 投資家の実損害を課税所得から控除する。
 - b) 投資プロジェクトの活動目標を調整する。
 - c) 投資家が損害を回復するのを支援する。
5. 投資家は、この条第 4 項に規定される各投資保障措置について、新たな法令文書が施行された日から 3 年以内に書面により請求しなければならない。

第 14 条 経営投資活動における紛争の解決

1. ベトナムにおける経営投資活動に関連する紛争は、交渉、和解を通じて解決する。交渉、和解することができない場合、この条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定に従って仲裁又は裁判所により解決する。
2. 各内国投資家、非内国経済組織の間、又は内国投資家、非内国経済組織と権限を有する国家機関との間のベトナムの領土における経営投資活動に関連する紛争は、ベトナムの仲裁又は裁判所を通じて解決する。ただし、この条第 3 項が規定する場合を除く。
3. 当事者の少なくとも一方が外国投資家又はこの法律第 23 条 1 項 a 号、b 号及び c 号が規定する経済組織である投資家の間の紛争は、次のいずれかの機関、組織の一つを通じて解決する。

- a) ベトナムの裁判所。
 - b) ベトナムの仲裁。
 - c) 外国の仲裁。
 - d) 国際仲裁。
 - d) 紛争当事者の合意により設立する仲裁。
4. 外国投資家と権限を有する国家機関との間のベトナムの領土における経営投資活動に関連する紛争は、ベトナムの仲裁又はベトナムの裁判所を通じて解決する。ただし、契約に異なる合意がある、又はベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に異なる規定がある場合を除く。

第三章 投資の優遇措置及び支援

第 15 条 投資優遇の適用形式及び対象

1. 投資優遇の形式は以下からなる。
 - a) 期限付きで、又は投資プロジェクトの実施期間全部について通常の税率より低い企業所得税率を適用することからなる、企業所得税の優遇。企業所得税に関する法令の規定に従った免税、減税及びその他の優遇措置。
 - b) 輸入税、輸出税に関する法令の規定に従った、固定資産を設置するための輸入商品；生産のための原料、物資、部品に対する輸入税の免除。
 - c) 土地使用料³⁵、土地賃借料³⁶、土地使用税³⁷の減免。
 - d) 課税所得を計算する際の迅速な減価償却、控除可能な費用の増加。
2. 投資優遇を享受することができる対象は以下からなる。
 - a) この法律第 16 条 1 項が規定する投資優遇分野、業種の投資プロジェクト。
 - b) この法律第 16 条 2 項が規定する投資優遇地域における投資プロジェクト。
 - c) 6 兆ドン以上の資本規模の投資プロジェクトで、投資登録証明書の発給を受けた日又は投資方針承認の日から 3 年以内に少なくとも 6 兆ドンを支出し、同時に、以下の指標の一つを有するもの。収益を得るようになった年から遅くとも 3 年後に少なくとも毎年 10 兆ドンの総収益がある、又は 3,000 人を超える労働者を使用する。
 - d) 社会住宅建設投資プロジェクト。農村地帯において 500 人以上の労働者を使用する投資プロジェクト。障害者に関する法令の規定に従った障害者を雇用する投資プロジェクト。
 - d) ハイテク³⁸企業、科学技術企業及び科学技術組織。技術移転に関する法令

³⁵ 「土地使用料」の原文は“tiền sử dụng đất”である。

³⁶ 「土地賃借料」の原文は“tiền thuê đất”である。

³⁷ 「土地使用税」の原文は“thuế sử dụng đất”である。

³⁸ 「ハイテク」の原文は“công nghệ cao”であり、直訳は高度技術である。

の規定に従った移転奨励技術目録に属する技術移転をするプロジェクト。
ハイテクに関する法令，科学技術に関する法令の規定に従った技術育成の
事業，科学技術企業育成の事業。環境保護に関する法令の規定に従った環境
保護についての要請に奉仕する技術，設備，製品及び役務を生産し，供給す
る企業。

- e) 創造的スタートアップ投資プロジェクト，創造的刷新センター³⁹，研究開
発センター。
 - g) 中小企業支援に関する法令の規定に従った，中小企業の物品流通チェーン
⁴⁰への経営投資；中小企業支援技術施設⁴¹，中小企業育成施設⁴²への経営投
資；創造的スタートアップ中小企業のための共通作業エリア⁴³への経営投資。
3. 投資優遇は新規投資プロジェクト及び拡大投資プロジェクトに対し適用さ
れる。
4. 投資優遇の種類ごとの具体的な優遇の程度は，租税，会計及び土地に関する
法令の規定に従う。
5. この条第2項 b 号，c 号及び d 号が規定する投資優遇は，以下の投資プロジ
ェクトには適用されない。
- a) 鉱産物の開発投資プロジェクト。
 - b) 特別消費税法の規定に基づく特別消費税が課される物品，役務の生産，経
営の投資プロジェクト。ただし，自動車，飛行機，船舶の生産を除く。
 - c) 住宅に関する法令の規定に従った商業住宅建設投資プロジェクト。
6. 投資優遇は期限付きで適用され，投資家のプロジェクト実施結果に基づく。
投資家は，投資優遇享受期間中，法令の規定に従った優遇享受条件に適合しな
ければならない。
7. この法律第 20 条の規定に従った全ての投資優遇を含め，相互に異なる投資
優遇措置を享受する条件に適合する投資プロジェクトは，最も高い優遇措
置を適用される。
8. 政府はこの条の詳細を規定する。

³⁹ 「創造的刷新センター」の原文は“trung tâm đổi mới sáng tạo”である。

⁴⁰ 「物品流通チェーン」の原文は“chuỗi phân phối sản phẩm”である。中小企業支援法“Luật Hỗ trợ doanh nghiệp nhỏ và vừa” (04/2017/QH14)第3条4項に定義がある。

⁴¹ 「中小企業支援技術施設」の原文は“cơ sở kỹ thuật hỗ trợ doanh nghiệp nhỏ và vừa”である。中小企業支援法“Luật Hỗ trợ doanh nghiệp nhỏ và vừa” (04/2017/QH14)第3条5項に定義がある。

⁴² 「中小企業育成施設」の原文は“cơ sở ươm tạo doanh nghiệp nhỏ và vừa”である。中小企業支援法“Luật Hỗ trợ doanh nghiệp nhỏ và vừa” (04/2017/QH14)第3条6項に定義がある。

⁴³ 「創造的スタートアップ中小企業のための共通作業エリア」の原文は“khu làm việc chung hỗ trợ doanh nghiệp nhỏ và vừa khởi nghiệp sáng tạo”である。中小企業支援法“Luật Hỗ trợ doanh nghiệp nhỏ và vừa” (04/2017/QH14)第3条8項に定義がある。

第 16 条 投資優遇分野、業種及び投資優遇地域

1. 投資優遇分野、業種は以下からなる。
 - a) 科学技術に関する法令に従ったハイテク活動、ハイテク補助工業製品、研究開発活動、科学技術成果物生産。
 - b) 新素材、新エネルギー、クリーンエネルギー、再生エネルギーの生産、付加価値が 30 パーセント以上ある製品、省エネルギー製品の生産。
 - c) 電子製品、重点機械製品、農業機械、自動車、自動車部品の生産。造船。
 - d) 開発優遇支援工業製品目録に属する物品の生産。
 - đ) 情報技術、ソフトウェア、デジタルコンテンツ製品の生産。
 - e) 農産物、林産物、水産物の養殖、加工。森林の植栽及び保護。製塩。海産物の採捕及び漁業のための物流サービス。植物、動物の種、生殖技術（バイオテクノロジー）製品の生産。
 - g) 廃棄物の収集、処理、リサイクル又は再利用。
 - h) インフラストラクチャ構造物の開発及び運営、管理に関する投資。各都市における公共旅客運送手段の開発。
 - i) 幼児教育、普通教育、職業教育、大学教育。
 - k) 診察、治療。医薬品、医薬品の原料、保管薬の生産。各種新薬を生産するための製剤技術、生物学的技術に関する科学研究。医療設備の生産。
 - l) 障害者又は専業者のための訓練、体操、体育競技施設の投資。文化遺産の保護及び活用。
 - m) 枯葉剤の患者治療センター、老人ホーム、メンタルケアセンター。高齢者、障害者、孤児、頼るところがない放浪児の養護センター。
 - n) 人民信用基金、マイクロファイナンス金融機関。
 - o) バリューチェーン⁴⁴、産業クラスター⁴⁵を創出、またはそれに参加する物品の生産、役務の供給。
2. 投資優遇地域は以下からなる。
 - a) 困難な経済、社会状況の地域、特別困難な経済、社会状況の地域。
 - b) 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区。
3. この条第 1 項及び第 2 項に規定される投資優遇分野、業種及び地域に基づき、政府は、投資優遇分野、業種の目録及び投資優遇地域の目録を発行、修正、補充し、投資優遇分野、業種の目録の中に特別投資優遇分野、業種を確定する。

⁴⁴ 「バリューチェーン」の原文は“chuỗi giá trị”である。中小企業支援法“Luật Hỗ trợ doanh nghiệp nhỏ và vừa” (04/2017/QH14)第 3 条 3 項に定義がある。

⁴⁵ 「産業クラスター」の原文は“cụm liên kết ngành”である。中小企業支援法“Luật Hỗ trợ doanh nghiệp nhỏ và vừa” (04/2017/QH14)第 3 条 7 項に定義がある。

第 17 条 投資優遇の適用手続

この法律第 15 条 2 項が規定する対象，投資方針承認文書（もしあれば），投資登録証明書（もしあれば），関連を有する法令のその他の規定に基づき，投資家は自ら投資優遇を特定し，優遇措置の種類に応じて租税機関，財政機関，関税機関及び権限を有するその他の機関において投資優遇の享受手続を実施する。

第 18 条 投資支援の形式

1. 投資支援の各形式は以下からなる。
 - a) 投資プロジェクト範囲の内外の技術的インフラストラクチャ，社会的インフラストラクチャシステムの開発支援。
 - b) 人材の育成，開発支援。
 - c) 金融支援。
 - d) 生産，経営用地へのアクセス支援。国家機関の決定に従った経営，生産施設移転の支援。
 - d) 科学技術，技術移転支援。
 - e) 市場開発，情報提供支援。
 - g) 研究，開発支援。
2. その時期ごとの経済，社会発展の方向性と及び国家予算の均衡可能性に基づき，政府は，ハイテク企業，科学技術企業，科学技術組織，農業，農村に投資する企業，教育，法令の普及に投資する企業及びその他の各対象に対する，この条第 1 項が規定する投資支援の各形式について詳細を定める。

第 19 条 工業団地，輸出加工区，ハイテクパーク，経済区のインフラストラクチャシステム開発支援

1. 企画に関する法令の規定に従って決定又は決裁された企画に基づき，各省，省同格機関，省級人民委員会は，開発投資計画を策定し，工業団地，輸出加工区，ハイテクパーク，経済区に属する各機能区の外で技術的インフラストラクチャ，社会的インフラストラクチャシステム構築を組織する。
2. 国は，困難な経済，社会状況にある地域，特別困難な経済，社会状況にある地域における工業団地の内外における技術的インフラストラクチャ，社会的インフラストラクチャシステムの統合的な開発のため，国家予算及び優遇信用資本から開発投資資本の一部を支援する。
3. 国は，経済区，ハイテクパークにおける技術的インフラストラクチャ，社会的インフラストラクチャシステムの構築のため，国家予算，優遇信用資本から開発投資資本の一部を支援し，その他の各資本調達方式を適用する。

第 20 条 特別投資優遇及び特別投資支援

1. 政府は、経済、社会の発展に大きな作用をもたらす投資プロジェクトの発展奨励のために、特別投資優遇、特別投資支援の適用に関して決定する。
2. この条第1項が規定する特別投資優遇、特別優遇支援の適用対象は以下からなる。
 - a) 3兆ドン以上の投資資本を有し、投資登録証明書を発給された日又は投資承認を得た日から3年以内に少なくとも1兆ドンの支出を実施する創造的刷新センター、研究開発センター；政府首相の決定に従って設立される国家創造的刷新センターを新たに設立（その新設立プロジェクトを拡大するものを含む）するプロジェクト。
 - b) 投資資本が30兆ドン以上の特別投資優遇に属する分野、業種のプロジェクトで、投資登録証明書を発給された日又は投資承認を得た日から3年以内に少なくとも10兆ドンの支出を実施するもの。
3. 優遇の程度及び特別優遇適用の期間⁴⁶は、企業所得税法及び土地に関する法令の規定に従って実施する。
4. 特別投資支援はこの法律第18条1項が規定する各型式に従って実施する。
5. この条が規定する特別投資優遇、特別投資支援は以下の対象には適用しない。
 - a) この法律が施行効力を有する日より前に投資証明書、投資登録証明書の発給又は投資方針決定を得た投資プロジェクト。
 - b) この法律第15条5項が規定する投資プロジェクト。
6. 特別に重要な投資プロジェクト又は特別な行政、経済部門の発展を奨励する場合、政府は、この法律及びその他の法律が規定する投資優遇と異なる投資優遇の適用を決定する国会に提案する。
7. 政府はこの条の詳細を規定する。

第四章 ベトナムにおける投資活動

第一節 投資の形式

第21条 投資の形式

1. 経済組織設立投資。
2. 出資、株式購入、持分購入の投資。
3. 投資プロジェクトの実施。
4. BCC 契約形式の投資。

⁴⁶ 「優遇の程度及び特別優遇適用の期間」の原文は“Mức ưu đãi và thời hạn áp dụng ưu đãi đặc biệt”である。この条のタイトル及び文脈からは“Mức ưu đãi (đặc biệt) và thời hạn áp dụng ưu đãi đặc biệt”と解して「特別優遇の程度及び特別優遇適用の期間」と訳出すべきかもしれない。

5. 政府の規定に従った新たな投資形式、新たな種類の経済組織。

第 22 条 経済組織設立投資

1. 投資家は、以下の規定に従って、経済組織を設立する。
 - a) 内国投資家は、企業に関する法令及び経済組織の種類ごとに対する法令の規定に従って経済組織を設立する。
 - b) 経済組織を設立する外国投資家は、この法律第 9 条が規定する外国投資家に対する市場アクセス条件に適合しなければならない。
 - c) 経済組織を設立する前に、外国投資家は投資プロジェクトを有し、投資登録証明書の発給手続、調整手続を実施しなければならない。ただし、中小企業支援に関する法令の規定に従った創造的スタートアップ中小企業及び創造的スタートアップ投資基金の設立の場合を除く。
2. 企業登記証明書又はそれに相当する法的価値を有するその他の書類の発給を受けた日から、外国投資家が設立した経済組織は、投資登録証明書の規定に従って投資プロジェクトを実施する投資家となる。

第 23 条 非内国経済組織の投資活動の実施

1. 以下のいずれかの場合に属する経済組織は、他の経済組織への設立投資；他の経済組織への出資、株式購入、持分購入による投資；BCC 契約の形式による投資の際は、外国投資家に対する規定に従った投資の条件を満たし、手続を実施しなければならない。
 - a) 外国投資家が定款資本の 50 パーセントを超えて保有する、又は合名会社である経済組織について過半数の合名社員が外国の個人である。
 - b) この項 a 号が規定する経済組織が定款資本の 50 パーセントを超えて保有する。
 - c) 外国投資家及びこの項 a 号が規定する経済組織が定款資本の 50 パーセントを超えて保有する。
2. この条第 1 項 a 号、b 号及び c 号が規定する場合に当たらない経済組織は、他の経済組織への設立投資、他の経済組織への出資、株式及び持分の購入による投資、BCC 契約の形式による投資の際、内国投資家に対する規定に従って投資の条件及び手続を実施する。
3. ベトナムで設立された非内国経済組織は、新規投資プロジェクトを行うときは、必ずしも新たな経済組織を設立せずに、当該投資プロジェクトの実施手続をすることができる。
4. 政府は外国投資家、非内国経済組織の経済組織設立投資及び投資活動実施の手順、手続の詳細を規定する。

第 24 条 出資、株式購入、持分購入の形式による投資

1. 投資家は、経済組織へ出資し、株式、持分を購入する権利を有する。
2. 外国投資家が経済組織へ出資し、株式購入、持分購入をするには、以下の規定、条件に適合しなければならない。
 - a) この法律第 9 条が規定する外国投資家に対する市場アクセス条件。
 - b) この法律の規定に従った国防、治安維持の保障。
 - c) 土地所有権の受領条件、諸島部、国境地方、沿岸部地方の土地所有の条件についての土地に関する法令の規定。

第 25 条 出資、株式購入、持分購入の形式

1. 投資家は、以下の形式により経済組織へ出資することができる。
 - a) 株式会社の初回に発行される株式又は追加発行される株式の購入。
 - b) 有限責任会社、合名会社への出資。
 - c) この項 a 号及び b 号に規定されないその他の経済組織への出資。
2. 投資家は、以下の各形式により経済組織の株式、持分を購入する。
 - a) 会社又は株主から株式会社の株式を購入する。
 - b) 有限責任会社の社員になるために有限責任会社の社員の持分を購入する。
 - c) 合名会社の出資社員になるために合名会社の出資社員の持分を購入する。
 - d) この項 a 号、b 号及び c 号が規定する場合に属さない、その他の経済組織の構成員の持分を購入する。

第 26 条 出資、株式購入、持分購入の形式による投資の手続

1. 経済組織へ出資し、株式、持分を購入する投資家は、経済組織の種類ごとの法令の規定に従った社員、株主の変更条件に適合し、その手続を実施しなければならない。
2. 外国投資家は、以下の一つにあたる場合は、社員、株主の変更をする前に、経済組織への出資、株式購入、持分購入の登録手続を実施する。
 - a) 出資、株式購入、持分購入により、外国投資家に対する条件付市場アクセス分野、業種を経営する経済組織において外国投資家の保有割合が増す。
 - b) 出資、株式購入、持分購入により、外国投資家、この法律第 23 条 1 項 a 号、b 号及び c 号の規定する経済組織が、以下の場合において、経済組織の定款資本の 50%を超えて保有することになる。外国投資家の定款資本保有割合が 50%以下から 50%を超えて増加する；既に 50%を超える定款資本保有割合となっている場合に外国投資家はその割合を増す。
 - c) 経済組織に出資、その株式、持分を購入する外国投資家が、諸島部、国境地方、沿岸部地方、国防、治安維持に影響する区域の土地所有権証明書を有する。

3. この条第2項に規定される場合に属さない投資家は、経済組織へ出資し、株式購入、持分購入をするときは、関連法令の規定に従って株主、社員の変更手続を実施する。経済組織への出資、株式購入、持分購入を登録する必要がある場合、投資家はこの条第2項の規定に従って実施する。
4. 政府は、この条が規定する経済組織への出資、株式、持分の購入書類、手順、手続に関する詳細を規定する。

第27条 BCC 契約の形式による投資

1. 各内国投資家の間で締結される BCC 契約は、民事に関する法令の規定に従って実施する。
2. 内国投資家と外国投資家との間、又は各外国投資家の間で締結される BCC 契約については、この法律第38条の規定に従って投資登録証明書の発給手続を実施する。
3. BCC 契約に参加する各当事者は BCC 契約を実施するため調整委員会⁴⁷を設立する。調整委員会の機能、任務、権限は、各当事者が合意するところによる。

第28条 BCC 契約の内容

1. BCC 契約は以下の主要な諸内容からなる。
 - a) 契約に参加する各当事者の名称、住所、権限を有する代表者。取引をする住所又は投資プロジェクトを実施する場所。
 - b) 経営投資活動の目標及び範囲。
 - c) 契約に参加する各当事者による拠出及び各当事者間における経営投資の結果の配分。
 - d) 契約履行の進捗及び期限。
 - d) 契約に参加する各当事者の権利、義務。
 - e) 契約の修正、譲渡、終了。
 - g) 契約違反の責任、紛争解決の方式。
2. BCC 契約履行の過程において、契約に参加する各当事者は、企業に関する法令の規定に従った企業を設立するために、事業協力により形成された財産を使用することを合意することができる。
3. BCC 契約に参加する各当事者は、法令の規定に反しないその他の諸内容について合意する権利を有する。

第二節 投資方針承認及び投資家選択

第29条 投資プロジェクトを実施する投資家の選択

⁴⁷ 「調整委員会」の原文は“ban điều phối”である。

1. 投資家の選択は、以下の各型式の一つを通じて行われる。
 - a) 土地に関する法令の規定に従った土地所有権の競売。
 - b) 入札に関する法令の規定に従った投資家選択の入札。
 - c) この条第3項及び第4項の規定に従った投資家の承認。
2. この条第1項 a 号, b 号が規定する投資プロジェクトを実施する投資家選択は、投資方針承認が必要でない投資プロジェクトの場合を除き、投資方針の承認後に行われる。
3. 土地に関する法令の規定に従って土地所有権の競売を行ったが参加登録者が1人しかいない場合若しくは競売が成立しない場合、又は入札に関する法令の規定に従って投資家選択入札を行ったが登録した投資家が1人しかいない場合、投資家が関連を有する法令の規定に従った条件に適合する際は、権限を有する機関は投資家を承認する手続を実施する。
4. 投資方針承認が必要なプロジェクトにつき、以下の各場合は、権限を有する機関は投資方針を承認すると同時に、土地所有権の競売、投資家選択の入札を経ることなく投資家を承認する。
 - a) 土地に関する法令の規定に従って国家が国防、治安目的で土地を回収する場合、国家、公共利益からの経済、社会発展のために土地を回収する場合を除き、投資家が土地所有権を有している。
 - b) 投資家が非農業生産、経営投資プロジェクトを実施するため農地の土地所有権の譲渡を受け、出資を受け、土地賃借権を受けたが、土地に関する法令に従って国家が土地回収をする場合に属さない。
 - c) 工業団地、ハイテクパークにおいて投資家が投資プロジェクトを実施する。
 - d) 法令の規定に従った競売、入札をしないその他の場合。
5. 政府はこの条の詳細を規定する。

第30条 国会の投資方針承認権限

国会は以下の各投資プロジェクトに対する投資方針を承認する。

1. 環境に大きな影響を与える又は環境に重大な影響を与える潜在的可能性のある投資プロジェクトで、以下からなるもの。
 - a) 原子力発電所。
 - b) 特用森林、水源保護、国境保護のための森林のうち50ヘクタール以上の部分；防風、防砂、防波、海による浸食の防止のための森林のうち500ヘクタール以上の部分；生産林のうち1000ヘクタール以上の部分の土地使用目的の転換請求をする投資プロジェクト。
2. 2期以上の農繁期がある水稲を植える土地のうち500ヘクタール以上の規模での土地使用目的転換請求をする投資プロジェクト。

3. 山岳地帯において2万人以上、その他の地帯において5万人以上の移住、再定住要請をする投資プロジェクト。
4. 国会の決定を得る必要がある特別な制度、政策を適用する要請がある投資プロジェクト。

第31条 政府首相の投資方針承認権限

この法律第30条が規定する各プロジェクトを除き、政府首相は以下のプロジェクトに対する投資方針を承認する。

1. 資金源を問わず、以下の場合の一つに属する投資プロジェクト。
 - a) 山岳地帯において1万人以上、その他の地帯において2万人以上の移住、再定住要請をする投資プロジェクト。
 - b) 空港、空港の滑走路；国際空港の旅客ターミナル；年間100万トン以上を扱う空港の貨物ターミナルを新たに建設するプロジェクト。
 - c) 空路による旅客運送経営を新たに行う投資プロジェクト。
 - d) 特別港に属する港湾、港湾区；I種港湾⁴⁸に属する2兆3,000億ドン以上の投資資本規模を有する港湾、港湾区を新たに建設する投資プロジェクト。
 - d) 石油精製投資プロジェクト。
 - e) 外国人用の賞品付きの電子ゲーム⁴⁹を除いた賭博、カジノ経営投資プロジェクト。
 - g) 以下の各場合の住宅（販売、賃貸、購入賃貸用）、都市区の建設投資プロジェクト：都市区域において50ヘクタール以上の土地使用規模を持つ、又は50ヘクタール未満の規模であるが人口数15,000以上の規模を持つ投資プロジェクト；都市ではない区域で、100ヘクタール以上の土地使用規模を持つ、又は100ヘクタール未満の規模であるが人口数10,000以上の規模を持つ投資プロジェクト；面積、人口数に関わらず、権限を有する機関によって国家遺跡、特別国家遺跡であると公認された遺跡の保護範囲に属する投資プロジェクト。
 - h) 工業団地、輸出加工区のインフラストラクチャの建設及び経営をする投資プロジェクト。
2. ネットワークインフラストラクチャを有する通信、植林、出版、マスメディアの分野における外国投資家の投資プロジェクト。
3. 2つ以上の省級人民委員会の投資方針承認権限に同時に属する投資プロジェクト。

⁴⁸ 詳細は首相決定 70/2013/QĐ-TTg の第3条2項a号を参照されたい。

⁴⁹ 詳細は議定 86/2013/NĐ-CP を参照されたい。

4. 法令の規定に従った政府首相の投資方針承認又は投資決定の権限に属するその他のプロジェクト。

第 32 条 省級人民委員会の投資方針承認権限

1. この法律第 30 条及び第 31 条に規定される各プロジェクトを除き、省級人民委員会は以下の各投資プロジェクトに対する投資方針を承認する。
 - a) 競売、入札又は譲渡の受領を経ることなく国家に土地交付、土地賃貸を申請する投資プロジェクト、土地使用目的の転換許可を申請する投資プロジェクト。ただし、土地に関する法令の規定に従った省級人民委員会の承認文書が不要である世帯、個人の土地交付、土地賃貸、土地使用目的転換許可の場合を除く。
 - b) 以下の各場合の住宅（販売、賃貸、購入賃貸用）、都市区の建設投資プロジェクト：都市区域において 50 ヘクタール未満の土地使用規模を持ち、人口数 15,000 未満の規模を持つ投資プロジェクト；都市でない区域で、100 ヘクタール未満の土地使用規模を持ち、人口数 10,000 未満の規模を持つ投資プロジェクト；面積、人口数に関わらず、特別都市の開発制限区域又は都内歴史地区（都市企画図にて確定される）に属する投資プロジェクト。
 - c) ゴルフ場建設及び経営投資プロジェクト。
 - d) 外国投資家、非内国経済組織の投資プロジェクトで諸島部、国境；沿岸部地方；国防、治安維持に影響するその他の地域で実施するもの。
2. この条第 1 項 a 号、b 号及び d 号が規定する投資プロジェクトで、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区において実施され、既に権限を有する者により決裁された企画に適合するものは、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区の管理委員会が投資方針を承認する。
3. 政府はこの条の詳細を規定する。

第 33 条 投資方針承認申請審査の書類、内容

1. 投資家が提出する投資プロジェクトの投資方針承認申請書類は以下からなる。
 - a) 承認されない場合の費用、リスク負担の誓約を含む投資プロジェクト実施申請文書。
 - b) 投資家の法的資格に関する資料。
 - c) 投資家の財政能力を証明する以下の資料の少なくとも一つ：投資家の直近 2 年間の財政報告書；親会社の財政支援誓約書；金融機関の財政支援誓約書；投資家の財政能力に関する保証；投資家の財政能力を証明するその他の書類。

- d) 次の主要な内容からなる投資プロジェクトの提案：投資家又は投資家選択の形式，投資目標，投資規模，投資資本及び資本調達計画案，投資の場所，期間，実施の進捗，投資実施場所の土地使用状況に関する情報，及び土地使用の需要（もしあれば），労働力の需要，投資優遇享受の提案，プロジェクトの経済，社会への作用，効果，環境保護に関する法令の規定に従った環境への影響についての予備的評価。
- 建設に関する法令が実施可能性に関する事前研究報告書⁵⁰の作成を規定している場合，投資家は投資プロジェクト提案に代えて実施可能性に関する事前研究報告書を提出することができる。
- d) 投資プロジェクトが国家に土地の交付，土地の賃貸，土地使用目的の転換許可を申請しない場合，投資プロジェクトを実施するための土地使用権に関する書類又は投資場所の使用権を確定するその他の資料の写し。
- e) 技術移転に関する法令の規定に従った技術に関する審査，意見聴取が必要なプロジェクトについて，投資プロジェクトで使用する技術についての説明内容。
- g) BCC 契約の形式に従って実施する投資プロジェクトについて，BCC 契約書。
- h) 投資プロジェクト，法令の規定に従った投資家の条件，能力に関する要請に関連するその他の資料（もしあれば）。
2. 権限を有する国家機関が作成する投資プロジェクトの投資方針承認申請書類は以下からなる。
- a) 投資方針承認報告書。
- b) 以下の主要な内容からなる投資プロジェクトの提案。投資目標，投資規模，投資資本，投資の場所，期間，実施の進捗，プロジェクトの経済，社会への作用，効果；土地回収があるプロジェクトについて，プロジェクト実施場所における土地使用状況に関する情報，土地回収条件，土地使用需要の予想（もしあれば）；環境保護に関する法令の規定に従った環境への影響についての予備的評価（もしあれば）；投資家選択方法の予想及び投資家に対する条件（もしあれば）；投資の制度，政策（もしあれば）。
- 建設に関する法令が実現可能性に関する事前研究報告書の作成を規定している場合，権限を有する国家機関は投資プロジェクト提案に代えて実現可能性に関する事前研究報告書を使用することができる。
3. 投資方針承認申請審査の内容は以下からなる。

⁵⁰ 「実施可能性に関する事前研究報告書」の原文は“Báo cáo nghiên cứu tiền khả thi”である。
Luật Đầu tư công(39/2019/QH14)の第4条2項に定義が規定されている。

- a) 投資プロジェクトの全国企画, 地域企画, 省企画, 都市企画及び特別行政, 経済部門企画 (もしあれば) への適合性評価。
 - b) 土地使用の需要の評価。
 - c) 投資プロジェクトの経済, 社会の効果に関する予備的評価。環境保護に関する法令の規定に従った環境への影響に対する予備的評価 (もしあれば)。
 - d) 投資優遇及び投資優遇享受条件に関する評価 (もしあれば)。
 - d) 技術移転に関する法令の規定に従った技術についての審査又は意見聴取が必要なプロジェクトについて, 投資プロジェクトで使用する技術に関する評価。
 - e) 都市開発目標, 方向性, 住宅開発プログラム, 計画に対する投資プロジェクトの適合性の評価。同期性の要請を保障するプロジェクトの分岐の予備的計画案。住宅製品の初期的機構及び社会住宅開発のための土地確保。住宅及び都市区建設プロジェクトについて, プロジェクトの範囲内外での都市インフラストラクチャ建設, 管理の投資の初期的計画案。
4. プロジェクトの投資方針承認申請及び投資家承認の審査内容は以下からなる。
- a) この条第3項が規定する審査内容。
 - b) 土地所有権の競売, 投資家選択の入札を通じずに土地交付, 土地賃貸をする場合は, 土地交付, 土地賃貸の条件適合可能性。土地使用目的の転換を要請するプロジェクトについて土地使用目的転換条件適合可能性。
 - c) 外国投資家について, 市場アクセス条件適合についての評価 (もしあれば)。
 - d) 関連を有する法令の規定に従った投資家に対するその他の条件。
5. 政府はこの条の詳細を規定する。

第34条 国会の投資方針承認の手順, 手続

- 1. この法律第33条1項, 2項が規定する書類は, 計画投資省に送付される。
- 2. 書類を全て受領した日から15日以内に, 計画投資省は国家審査評議会を設立する政府首相に報告する。
- 3. 設立の日から90日以内に, 国家審査評議会は, 書類の審査を行い, この法律第33条が規定する審査内容からなる審査報告書を作成して政府に提出する。
- 4. 国会開幕日の遅くとも60日前までに, 政府は投資方針承認申請書類を国会の審査主宰機関に作成して送付する。
- 5. 投資方針承認申請書類は以下からなる。
 - a) 政府の報告書。
 - b) この条第1項が規定する書類。
 - c) 国家審査評議会の審査報告書。
 - d) 関連を有するその他の資料。

6. 投資方針承認申請審査の内容は以下からなる。
 - a) 国会の投資方針承認権限に属する投資プロジェクトであることを確定する指標への適合。
 - b) 投資プロジェクト実施の必要性。
 - c) 国家戦略，国家企画，地域企画，省企画，都市企画及び特別行政，経済部門企画（もしあれば）への投資プロジェクトの適合性。
 - d) 投資プロジェクト実施の目的，規模，地点，期限，実施の進捗，土地使用の需要，更地の造成，移住，再定住に関する計画案，主要な技術の選択計画案，環境保護の方策。
 - d) 総投資資本，資本源。
 - e) 投資プロジェクトの経済，社会的効果，国防，治安の保障及び強靱な発展の評価。
 - g) 特別な制度，政策，投資優遇，投資支援及びその適用条件（もしあれば）。
7. 政府及び関連を有する機関，組織，個人は，審査に資する情報，資料を十分に提供し，国会の審査主宰機関が請求する際は，投資プロジェクトの内容に属する事項について説明する責任を負う。
8. 国会は，この法律第3条1項が規定する内容からなる投資方針承認に関する決議を検討して採択する。
9. 政府は，国家審査評議会の審査実施の手順，手続の詳細を規定する。

第35条 政府首相の投資方針承認の手順，手続

1. この法律第33条1項，2項が規定する書類は，計画投資省に送付される。
2. 書類を全て受領した日から3営業日以内に，計画投資省はこの法律第33条が規定する審査内容に関連を有する国家機関に，その審査意見を聴取する書類を送付する。
3. 書類の受領日から15日以内に，意見聴取を受けた国家機関は，自らの国家管理の範囲に属する内容に関する審査意見をまとめて，計画投資省に送付する。
4. 書類の受領日から40日以内に，計画投資省は書類審査を行い，この法律第33条が規定する審査内容からなる審査報告書を作成して，投資方針を承認する政府首相に提出する。
5. 政府首相は，この法律第3条1項が規定する内容からなる投資方針を検討して承認する。
6. この法律第31条3項が規定する投資プロジェクトについては，プロジェクト全体に対する投資登録証明書を発給する，一つの省，中央直轄市の登記登録機関を指定する。
7. 政府は，政府首相が投資方針を承認する投資プロジェクトに対する審査実施の手順，手続の詳細を規定する。

第 36 条 省級人民委員会の投資方針承認の手順, 手続

1. この法律第 33 条 1 項, 2 項が規定する書類は, 投資登録機関に送付される。
書類受領日から 35 日以内に, 投資登録機関は投資家に結果を通知しなければならない。
2. 書類を全て受領した日から 3 営業日以内に, 投資登録機関はこの法律第 33 条が規定する審査内容に関連を有する国家機関に, その意見を聴取する書類を送付する。
3. 意見聴取書類の受領日から 15 日以内に, 意見聴取を受けた国家機関は, 自らの国家管理の範囲に属する内容に関する審査意見をまとめて, 投資登録機関に送付する。
4. 書類の受領日から 25 日以内に, 投資登録機関はこの法律第 33 条が規定する審査内容からなる審査報告書を作成して省級人民委員会に提出する。
5. 審査書類及び審査報告書の受領日から 7 営業日以内に, 省級人民委員会は投資方針を承認し, 拒否する場合は書面で通知して, 理由を明らかにしなくてはならない。
6. 省級人民委員会は, この法律第 3 条 1 項が規定する内容からなる投資方針を検討して承認する。

第三節 投資登録証明書の発給, 調整及び回収手続

第 37 条 投資登録証明書の発給手続を実施する場合

1. 以下の各場合, 投資登録証明書の発給手続を実施しなければならない。
 - a) 外国投資家の投資プロジェクト。
 - b) この法律第 23 条 1 項が規定する経済組織の投資プロジェクト。
2. 以下の各場合, 投資登録証明書の発給手続を実施しなくてよい。
 - a) 内国投資家の投資プロジェクト。
 - b) この法律第 23 条 2 項が規定する経済組織の投資プロジェクト。
 - c) 経済組織への出資, 株式購入, 持分購入の形式による投資。
3. この法律第 30 条, 第 31 条及び第 32 条が規定する投資プロジェクトについては, 内国投資家, この法律第 23 条 2 項が規定する経済組織は, 投資方針承認の後に, 投資プロジェクトを実施, 展開する。
4. この条第 2 項 a 号及び b 号が規定する投資プロジェクトについて, 投資家に投資登録証明書の発給の必要がある場合, 投資家はこの法律第 38 条の規定に従って投資登録証明書の発給手続を実施する。

第 38 条 投資登録証明書の発給手続

1. この法律第 30 条、第 31 及び第 32 条の規定による投資方針承認が必要な投資プロジェクトについては、以下の期間内に、投資登録機関が投資登録証明書を発給する。
 - a) 投資登録証明書の発給が必要な投資プロジェクトについては、投資方針承認文書を受領し、同時に投資家承認を得た日から 5 営業日。
 - b) この条 a 号が規定しない投資プロジェクトについては投資家の投資登録証明書発給の申請書を受領日から 15 日。
2. この法律第 30 条、第 31 条及び第 32 条が規定する投資方針承認が必要でない投資プロジェクトについては、投資家は、以下の各条件に適合する場合には、投資登録証明書の発給を受ける。
 - a) 経営投資禁止分野、業種に属さない投資プロジェクトである。
 - b) 投資プロジェクト実施場所を有する。
 - c) この法律第 33 条 3 項 a 号が規定する企画に符合するプロジェクトである。
 - d) 土地面積上の投資率、使用する労働者の数に関する条件と適合する（もしあれば）。
 - d) 外国投資家についての市場アクセス条件に適合する。
3. 政府は、投資登録証明書発給条件、書類、手順、手続の詳細を規定する。

第 39 条 投資登録証明書の発給、調整及び回収の権限

1. 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区の管理委員会は、この条第 3 項が規定する場合を除き、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区における各投資プロジェクトについて、投資登録証明書を発給し、調整し、回収する。
2. 計画投資局は、この条第 3 項が規定する場合を除き、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区外の各投資プロジェクトについて投資登録証明書を発給し、調整し、回収する。
3. 投資家が投資プロジェクトを実施し、投資プロジェクトを実施するための管理事務所を置く又は置く予定の地の投資登録機関は、以下の投資プロジェクトについて投資登録証明書を発給し、調整し、回収する。
 - a) 2 つ以上の省級の行政部門において実施される投資プロジェクト。
 - b) 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク及び経済区の内部及び外部で実施される投資プロジェクト。
 - c) 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区において、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区の管理委員会がまだ設立されていない、又はそれら管理委員会の管理範囲に属さない投資プロジェクト。
4. 投資プロジェクト書類の受領機関は、この法律第 34 条及び第 35 条が規定する場合を除き、投資登録証明書発給権限を有する機関である。

第40条 投資登録証明書の内容

1. 投資プロジェクトの名称。
2. 投資家。
3. 投資プロジェクトコード。
4. 投資プロジェクトの実施場所。使用する土地の面積。
5. 投資プロジェクトの目標、規模。
6. プロジェクトの投資資本（投資家の出資する資本及び調達する資本からなる）。
7. プロジェクトの活動期間。
8. 以下からなる、投資プロジェクト実施の進捗。
 - a) 出資及び資金調達の進捗。
 - b) 投資プロジェクトの主要な活動目標実施の進捗、プロジェクトが段階ごとに実施される場合、段階ごとの進捗を規定しなければならない。
9. 投資優遇、支援の形式及び適用根拠と条件（もしあれば）。
10. 投資プロジェクトを実施する投資家に対する条件（もしあれば）。

第41条 投資プロジェクトの調整

1. 投資プロジェクト実施の過程において、投資家は投資プロジェクト目標を調整⁵¹し、投資プロジェクトの一部又は全部を譲渡し、各プロジェクトを吸収合併し、又は一つのプロジェクトを消滅分割、存続分割して複数のプロジェクトにし、企業設立のための土地、土地上の財産を使用し、事業協力及びその他の内容をする権利を有するが、法令の規定に符合しなければならない。
2. 投資プロジェクトの調整が投資登録証明書の内容を変更するものとなる場合、投資家は投資登録証明書の調整手続を実施する。
3. 投資方針承認を得ている投資プロジェクトの投資家は、以下の各場合の一つに属する場合は、投資方針調整承認手続を実施しなければならない。
 - a) 投資方針承認文書に規定されている目標を変更する。投資方針承認が必要な目標を補充する。
 - b) 10%又は30ヘクタールを超えて、使用している土地面積の規模を変更する。投資場所を変更する。
 - c) 投資資本を20%以上変更して投資プロジェクトの規模を変更する。

⁵¹ 「調整する」の原文は“điều chỉnh”であり、「内容を変更する」という意味合いに近い。

- d) 最初の投資方針承認文書に規定されている投資プロジェクト実施の進捗と比較して総投資期間が12か月を超えて延長となるように投資プロジェクト実施の進捗を延長する⁵²。
 - d) 投資プロジェクトの活動期間を調整する。
 - e) 投資方針承認の過程で、審査を受け、意見聴取された技術を変更する。
 - g) 投資方針承認を得て、同時に投資家承認を得た投資プロジェクトの投資家が投資プロジェクトの開発、運用の前に交代する、又は投資家についての条件が変更となる（もしあれば）。
4. 投資方針承認を得た投資プロジェクトについて、投資家は、最初の投資方針承認文書が規定する投資プロジェクト実施の進捗と比較して24か月を超えて投資プロジェクト実施の進捗を変更することはできない。ただし、以下の場合を除く。
- a) 民事に関する法令及び土地に関する法令の規定に従った不可抗力の場合の悪影響を克服するため。
 - b) 国家の土地交付、土地賃貸、土地使用目的転換許可が遅れたことにより、投資プロジェクト実施の進捗を調整する。
 - c) 国家管理機関の要請又は国家機関の行政手続の実施の遅れのために、投資プロジェクト実施の進捗を調整する。
 - d) 国家機関が企画を変更したために投資プロジェクトを調整する。
 - d) 投資方針承認文書に規定されている目標を変更する。投資方針承認が必要な目標を補充する。
 - e) 総投資資本を20%以上増して投資プロジェクトの規模を変更する。
5. 投資方針承認権限を有する国家機関は投資方針調整承認権限を有する。
投資プロジェクト調整の申請により、より高い級の投資方針調整権限が必要になる場合、その高い級の機関はこの条の規定に従った投資方針調整を承認する権限を有する。
6. 調整内容について、投資方針調整の手順、手続はこの法律第34条、第35条及び第36条の規定に従って実施する。
7. 投資プロジェクト調整の申請により、投資プロジェクトに投資方針承認が必要になった場合、投資家は投資プロジェクト調整の前に、投資方針承認の手続を実施しなければならない。
8. 政府はこの条の詳細を規定する。

⁵² 最初の投資方針承認文書に規定されている投資プロジェクト期間よりも、12か月を超えて投資プロジェクトを延長することと思われる。

第四節 投資プロジェクトの実施展開

第 42 条 投資プロジェクト実施の原則

1. 投資方針承認が必要な投資プロジェクトは、投資家が投資プロジェクトを実施する前に、投資方針承認が実施されなければならない。
2. 投資登録証明書発給が必要な投資プロジェクトについて、投資プロジェクト実施の前に、投資家は投資登録証明書発給手続を実施する責任を負う。
3. 投資家は、投資プロジェクト実施、展開の過程において、この法律、企画、土地、環境、建設、労働、防火及び消火に関する法令の規定、関連を有する法令のその他の規定、投資方針承認文書(もしあれば)並びに投資登録証明書(もしあれば)を遵守する責任を負う。

第 43 条 投資プロジェクト実施の担保

1. 投資家は、国家に土地交付、土地賃貸、土地使用目的変更許可を申請する投資プロジェクト実施を担保するため、預託をする、又は預託義務に関する銀行保証を得なければならない。ただし、以下の場合を除く。
 - a) 投資家が、国家から土地使用料付きで土地を交付されるプロジェクト、期間中土地賃借料⁵³1 回払いで土地を賃借するプロジェクトを実施するため、土地使用権を競落した。
 - b) 投資家が土地使用付投資プロジェクトの入札を落札した。
 - c) 投資家が、預託を実施済み又は投資方針承認文書、投資登録証明書が規定する進捗に従った出資、資本調達を完成した投資プロジェクト譲渡を受領したことに基づき国家より土地交付、土地賃貸を受けた。
 - d) 投資家が、他の土地使用者の土地使用権、土地付着財産の譲渡を受領したことに基づき国家より投資プロジェクトを実施するための土地交付、土地賃貸を受けた。
2. それぞれの投資プロジェクトごとの規模、性質及び進捗に基づき、投資プロジェクト実施担保のための預託額は、投資プロジェクトの投資資本の 1 パーセントから 3 パーセントである。投資プロジェクトが多くの投資段階からなる場合は、預託額はそれぞれの投資プロジェクト実施段階ごとに納入、償還ができる。ただし、償還してはならない場合を除く。
3. 政府はこの条の詳細を規定する。

第 44 条 投資プロジェクトの活動期間

1. 経済区における投資プロジェクトの活動期間は 70 年を超えない。

⁵³ 「土地賃借料」の原文は“tiền thuê đất”である。

2. 経済区外の投資プロジェクトの活動期間は 50 年を超えない。困難な経済、社会条件を有する地域、特別困難な経済、社会条件を有する地域で実施される投資プロジェクト、又は大きな投資資本を有するが資本の回収が遅い投資プロジェクトについては、投資プロジェクト活動期間はより長期にすることができるが 70 年を超えない。
3. 国家から土地の交付、土地の賃貸を受ける投資プロジェクトで、投資家が土地の引渡しを受けるのが遅れたときは、国家による土地の引渡しが遅れた期間は投資プロジェクトの活動期間、実施の進捗に算入しない。
4. 投資プロジェクト活動期間が終了したが、投資家が引き続き投資プロジェクトを実施する需要を有しており、法令の規定に従った条件に適合している場合、投資プロジェクト活動期間の延長を検討することができるが、この条第 1 項及び第 2 項が規定する最長期間を超えることができない。ただし、以下の各投資プロジェクトを除く。
 - a) 古い技術を使用する、潜在的に環境汚染惹起の危険がある、天然資源を濫費する投資プロジェクト。
 - b) 投資家が補償なしでベトナム国家又はベトナム側に財産を移転しなければならない場合に属する投資プロジェクト。
5. 政府はこの条の詳細を規定する。

第 45 条 投資資本価値の確定；投資資本価値の鑑定；機械，設備，技術連鎖の鑑定

1. 投資家は、法令の規定に従って投資プロジェクトを実施するための機械，設備，技術連鎖の品質を保証する責任を負う。
2. 投資家は、投資プロジェクトが開発，運用を始めた後に、投資プロジェクトの投資資本の価値を自ら確定する。
3. 科学，技術に関する国家管理の実施を担保するため、又は租税の算定根拠を確定するために必要な場合、権限を有する国家管理機関は、投資プロジェクトが開発，運用を始めた後に、投資資本の価額，機械，設備，技術連鎖の品質及び価値の独立的鑑定の実施を請求する。
4. 投資家は、鑑定結果によって国家に対する租税債務が増加した場合に、鑑定費用を支払わなければならない。
5. 政府はこの条の詳細を規定する。

第 46 条 投資プロジェクトの譲渡

1. 投資家は、以下の各条件に適合するときは、投資プロジェクトの全部又は一部を他の投資家に譲渡する権利を有する。
 - a) 譲渡する投資プロジェクト又は投資プロジェクトの一部が、この法律第 48

条 1 項及び 2 項の規定に従って活動を終了させられる⁵⁴ことがない。

- b) 投資プロジェクト, 投資プロジェクトの一部の譲渡を受ける外国投資家が, この法律第 24 条 2 項の規定する条件に適合する。
 - c) 投資プロジェクトの譲渡が土地使用权, 土地付着財産の譲渡を伴う場合, 土地に関する法令の規定に従った条件。
 - d) 住宅建設投資プロジェクト, 不動産プロジェクトの譲渡の場合, 住宅に関する法令, 不動産事業に関する法令の規定に従った条件。
 - d) 投資方針承認文書, 投資登録証明書に規定される, 又は関連を有する法令のその他の規定による条件 (もしあれば)。
 - e) 投資プロジェクト譲渡をする場合, 国営企業は, 投資プロジェクト調整を行う前に, この条の規定に従って実施するものに加えて企業の生産, 経営に投資した国家資本の管理, 使用に関する法令に従って実施する責任を負う。
2. この条第 1 項が規定する譲渡条件に適合する場合, 投資プロジェクトの全部又は一部の譲渡手続は以下のように実施する。
- a) この法律第 29 条の規定に従った投資方針承認を得た投資家の投資プロジェクト及び投資登録証明書の発給を得た投資プロジェクトについて, 投資家はこの法律第 41 条が規定する投資プロジェクト調整手続を実施する。
 - b) この項 a 号の規定するものでない投資プロジェクトについては, 投資プロジェクトの譲渡又は譲渡後に投資プロジェクトを引き継ぐ投資家への財産所有権の移転は, 民事, 企業, 不動産事業に関する法令の規定及び関連を有するその他の法令の規定に従って実施する。

第 47 条 投資プロジェクト活動の停止

- 1. 投資プロジェクト活動を停止した投資家は, 書面で投資登録機関に通知しなければならない。不可抗力を理由として投資プロジェクト活動を停止した場合, 不可抗力が惹起した悪影響を克服するための活動停止期間中, 投資家は国家から土地賃借料を免除⁵⁵され, 土地使用料を減じ⁵⁶られる。
- 2. 投資に関する国家管理機関は, 以下の各場合, 投資プロジェクト活動の停止又は一部停止決定をする。
 - a) 文化遺産法の規定に基づき国家の遺跡, 遺物, 古物, 宝物を保護するため。
 - b) 環境に関する国家管理機関の申請に従って環境保護に関する法令違反を克服するため。

⁵⁴ ここでは「終了させられる」“bị chấm dứt”と受動態になっているが, 本項が引用する第 48 条では「終了する」“chấm dứt”と能動態になっている。

⁵⁵ 「土地賃借料を免除」の原文は “miễn tiền thuê đất” である。

⁵⁶ 「土地使用料を減じ」の原文は “giảm tiền sử dụng đất” である。

- c) 労働に関する国家管理機関の申請に従って労働の安全を保証する各措置を実施するため。
 - d) 裁判所の判決，決定，仲裁の判断に基づく。
 - d) 投資家が，投資方針承認，投資登録証明書の内容どおりに実施せず，行政違反処罰を受けたのに違反を継続する。
3. 政府首相は，投資プロジェクトの実施が国防，治安に悪影響を惹起し，又は悪影響を惹起するおそれがある場合，計画投資省の要請により投資プロジェクト活動の停止，一部の停止を決定する。
4. 政府はこの条が規定する投資プロジェクトの活動停止の条件，手順，手続，期間の詳細を規定する。

第 48 条 投資プロジェクト活動の終了

1. 投資家は，以下の各場合に投資活動，投資プロジェクトを終了する。
- a) 投資家が投資プロジェクト活動の終了を決定する。
 - b) 契約，企業の定款に規定される活動終了の条件に従う。
 - c) 投資プロジェクト活動の期間が満了する。
2. 投資登録機関は，以下の各場合に投資プロジェクトの活動，又は活動の一部を終了する。
- a) 投資プロジェクトがこの法律第 47 条 2 項及び 3 項が規定する各場合の一つに属するが，投資家が活動停止条件を克服する可能性がない。
 - b) 投資家が投資場所の使用を継続することができなくなり，かつ，投資場所の使用を継続することができなくなった日から 6 か月以内に投資場所の調整手続を実施しない。ただし，この項 d 号が規定する場合を除く。
 - c) 投資プロジェクトが活動を停止し，活動停止の日から 12 か月が経過したが，投資登録機関が投資家又は投資家の合法的な代理人に連絡することができない。
 - d) 投資プロジェクトが，土地に関する法令の規定に従った土地使用をしない，土地使用が遅れていることより，土地を回収される場合に属する。
 - d) 投資プロジェクト実施の担保が必要な場合に，投資家が法令の規定に従った預託をしない，又は預託義務の保証を受けない。
 - e) 投資家が，民事に関する法令の規定に従った偽の民事取引に基づいて投資活動を実施する。
 - g) 裁判所の判決，決定，仲裁の判断に基づく。
3. 投資方針承認が必要な投資プロジェクトにつき，投資登録機関は，投資方針承認機関の意見を聞いた後に投資プロジェクトの活動を終了する。

4. 投資家は、この条第5項が規定する場合を除き、投資プロジェクトが活動を終了する際に、財産の清算に関する法令の規定に従って投資プロジェクトを自ら清算する。
5. 投資プロジェクト活動終了の際の土地使用权、土地付着財産の処分は、土地に関する法令の規定及び関連を有する法令のその他の規定に従って実施する。
6. 投資登録機関は、投資プロジェクトがこの条第2項の規定に従って活動を終了する場合に、投資登録証明書の回収を決定する。ただし、投資プロジェクトの一部の活動を終了する場合を除く。
7. 政府はこの条が規定する投資プロジェクトの活動終了の手順、手続の詳細を規定する。

第49条 BCC 契約における外国投資家の管理事務所の設立

1. BCC 契約における外国投資家は、契約を実施するため、ベトナムに管理事務所⁵⁷を設立することができる。管理事務所の場所は、外国投資家が BCC 契約内で契約実施の要請に従って決定する。
2. BCC 契約における外国投資家の管理事務所は、印鑑を有し、BCC 契約及び管理事務所設立登録証明書が規定する権利、義務の範囲内で口座を開設し、労働者を採用し、契約を締結し、各経営活動を行うことができる。
3. BCC 契約における外国投資家は、管理事務所を置く予定の地の投資登録機関に、管理事務所設立登録の書類を提出する。
4. 管理事務所設立登録の書類は以下からなる。
 - a) 以下からなる管理事務所設立登録文書：BCC 契約における外国投資家のベトナムにおける駐在事務所の名称及び住所（もしあれば）；管理事務所の名称、住所；管理事務所の活動の内容、期間、範囲；管理事務所の指導者の氏名、住居所、人民証明書、身分証明カード⁵⁸又は旅券の番号。
 - b) BCC 契約における外国投資家の管理事務所設立に関する決定。
 - c) 管理事務所の指導者任命決定書の写し。
 - d) BCC 契約書の写し。
5. この条第4項が規定する書類を受領した日から15日以内に、投資登録機関は BCC 契約における外国投資家に対し管理事務所活動登録証明書を発給する。

第50条 BCC 契約における外国投資家の管理事務所の活動の終了

1. 管理事務所の活動終了決定の日から7営業日以内に、外国投資家は通知書類を管理事務所がある地の投資登録機関に送付する。

⁵⁷ 「管理事務所」の原文は“văn phòng điều hành”である。

⁵⁸ 「身分証明カード」の原文は“thẻ Căn cước công dân”である。

2. 管理事務所の活動終了通知書類は以下からなる。
 - a) 管理事務所が期間満了前に活動を終了する場合、管理事務所の活動終了決定。
 - b) 債権者及び弁済済みの債務額の目録。
 - c) 労働者、解決済みの労働者の権利及び利益の目録。
 - d) 各納税義務を完全に履行したことに係る税務機関の確認。
 - d) 社会保険に関する義務を完全に履行したことに係る社会保険機関の確認。
 - e) 管理事務所活動登録証明書。
 - g) 投資登録証明書の写し。
 - h) BCC 契約書の写し。
3. この条第 2 項が規定する書類を受領した日から 15 日以内に、投資登録機関は管理事務所活動登録証明書の回収を決定する。

第五章 外国への投資活動

第一節 総則

第 51 条 外国への投資活動実施の原則

1. 国家は、市場の開拓、発展、拡大；商品、役務の輸出、外貨の獲得の可能性の増大；現代的技術へのアクセス、管理能力の向上、及び国の経済、社会的開発のための資源の補充を狙った外国へ投資を奨励する。
2. 外国への投資活動を実施する投資家は、この法律の規定、関連を有する法令、投資を受け入れる国、領土地域（以下「被投資国」という）の法令及び関連する国際条約のその他の規定を遵守しなければならない、外国における投資活動の効果につき自ら責任を負う。

第 52 条 外国への投資の形式

1. 投資家は、以下の各形式により外国への投資活動を実施する。
 - a) 被投資国の法令の規定に従った経済組織の設立。
 - b) 外国における契約形式に従った投資。
 - c) 外国の経済組織の管理に参加するための、その経済組織への出資、株式、持分購入。
 - d) 外国において、証券、その他の有価証券の売買、又は各証券投資基金、その他の中間的な金融機関⁵⁹を通じた投資。
 - d) 被投資国の法令が規定するその他の各投資形式。

⁵⁹ 「中間的な金融機関」の原文は “định chế tài chính trung gian” である。

2. 政府はこの条第1項d号が規定する投資形式の実施の詳細を規定する。

第53条 外国への投資禁止分野，業種

1. この法律第6条及び関連を有する国際条約が規定する経営投資禁止分野，業種。
2. 対外貿易管理に関する法令の規定に従った輸出禁止対象に属する技術，生産物を有する分野，業種。
3. 被投資国の法令の規定に従った経営投資禁止分野，業種。

第54条 外国への条件付投資分野，業種

1. 外国への条件付投資分野，業種は以下からなる。
 - a) 銀行。
 - b) 保険。
 - c) 証券。
 - d) マスメディア，放送，放映。
 - d) 不動産事業。
2. この条第1項が規定する分野，業種の外国への投資条件は，法律，国会決議，国会常務委員会令，国会常務委員会決議，政府の議定及びベトナム社会主義共和国が加盟する投資に関する国際条約が規定する。

第55条 外国への投資資本源

1. 投資家は，外国で投資活動を実施するための出資及び各資金源からの調達につき責任を負う。
2. 外貨による資本の借入，外貨による投資資本の移転は，銀行，各与信機関，外国為替管理に関する法令の規定に従った条件及び手続を遵守しなければならない。
3. それぞれの時期の貨幣政策，外国為替管理政策の目標を踏まえ，ベトナム国家銀行は与信機関，ベトナムにおける外国銀行の支店がこの条第2項の規定に従った外貨による資本を，外国への投資活動を実施するために投資家に貸し付けることを規定する。

第二節 外国への投資方針承認，投資決定手続

第56条 外国への投資方針承認権限

1. 国会は，以下の各投資プロジェクトについて，外国への投資方針を承認する。
 - a) 外国への20兆ドン以上の投資資本を有する投資プロジェクト。
 - b) 国会の決定を得る必要がある特別な制度，政策の適用を請求する投資プロジェクト。

2. この条第1項が規定する投資プロジェクトを除き、政府首相は以下の各投資プロジェクトについて外国への投資方針を承認する。
 - a) 銀行、保険、証券、マスメディア、放送、放映、通信の分野に属する投資プロジェクトで外国へ4,000億ドン以上の資本を投資するもの。
 - b) この項a号が規定する場合に当たらないプロジェクトで外国へ8,000億ドン以上の資本を投資するもの。
3. この条第1項及び第2項が規定する場合に属さない投資プロジェクトは、外国への投資方針承認を受けなくてもよい。

第57条 国会の外国への投資方針承認の書類、手順、手続

1. 投資家は外国への投資プロジェクトの書類を計画投資省に送付する。書類は以下からなる。
 - a) 外国への投資登録書。
 - b) 投資家の法的資格に関する資料。
 - c) 以下の主要な内容からなる投資プロジェクトの提案：投資の形式、目標、規模、場所；初期投資資本の確認、資本調達計画案、資金源の構造；投資プロジェクト実施の進捗、各投資の段階（もしあれば）；プロジェクトの投資効果の初期分析。
 - d) 以下の資料の少なくとも一つからなる投資家の財政能力を証明する資料：投資家の直近2年分の財政報告書；親会社の財政支援誓約書；金融機関の財政支援誓約書；投資家の財政能力に関する保証；投資家の財政能力を証明するその他の資料。
 - d) 外貨を自ら調達する⁶⁰誓約書、又は権限がある与信機関の、投資家に対して外貨を準備する⁶¹ことを誓約する書面。
 - e) この法律第59条1項が規定する国営企業の、投資家が外国への投資活動を実施することを承認する所有者代表機関⁶²の文書及び外国への投資に関する内部審査報告書又はこの法律第59条2項に従った外国への投資決定。
 - g) この法律第54条1項が規定する分野、業種における投資プロジェクトについては、投資家は、関連を有する法令の規定に従った、権限を有する国家機関の外国への投資条件適合に関する文書を提出する（もしあれば）。
2. 全ての書類を受領した日から5営業日以内に、計画投資省は国家審査評議会設立を決定する首相に提出する。

⁶⁰ 「外貨を～調達する」の原文は“cân đối nguồn ngoại tệ”である。

⁶¹ 「外貨を準備する」の原文は“thu xếp ngoại tệ”である。

⁶² 「所有者代表機関」の原文は“cơ quan đại diện chủ sở hữu”である。

3. 設立日から 90 日以内に、国家審査評議会は審査を行い、審査報告書を作成して政府に提出する。審査報告書は以下の内容からなる。
 - a) この法律第 60 条の規定による外国への投資登録証明書の発給条件。
 - b) 投資家の法的資格。
 - c) 外国において投資活動を実施することの必要性。
 - d) この法律第 51 条 1 項の規定と投資プロジェクトとの適合性。
 - d) 投資プロジェクトの形式、規模、実施場所及び実施の進捗、外国への投資資本、資金源。
 - e) 被投資国のリスク水準の評価。
4. 遅くとも国会の定期会議開幕の 60 日前までに、政府は外国への投資方針承認申請書類を国会の審査主宰機関に送付する。
5. 外国への投資方針承認申請書類は以下からなる。
 - a) 政府の報告書。
 - b) この条第 1 項が規定する書類。
 - c) 国家審査評議会の審査報告書。
 - d) その他の関連を有する資料。
6. 外国への投資方針承認の申請の審査内容は以下からなる。
 - a) 国会の投資方針承認権限に属する投資プロジェクト確定の指標への適合性。
 - b) 外国において投資活動を実施することの必要性。
 - c) この法律第 51 条 1 項の規定と投資プロジェクトとの適合性。
 - d) 投資プロジェクトの形式、規模、実施場所及び実施の進捗、外国への投資資本、資金源。
 - d) 被投資国のリスク水準の評価。
 - e) 投資優遇、支援の特別な制度、政策及びその適用条件（もしあれば）。
7. 政府及び関連を有する機関、組織、個人は、国会の審査主宰機関が要請する際は、審査に資する情報、資料；投資プロジェクトの内容に属する事項についての説明を十分に提供する責任を負う。
8. 国会は外国への投資方針について検討し、以下の内容からなる外国への投資方針承認に関する決議を採択する。
 - a) プロジェクトを実施する投資家。
 - b) 投資の目標、場所。
 - c) 外国への投資資本、外国へ投資する資金源。
 - d) 投資優遇、支援の特別な制度、政策及びその適用条件（もしあれば）。
9. 政府は、国家審査評議会の外国への投資プロジェクト書類審査の手順、手続の詳細を規定する。

第 58 条 政府首相の外国への投資方針承認の書類、手順、手続

1. この法律第 57 条 1 項が規定する投資プロジェクト書類。
2. 投資家は、投資プロジェクト書類を計画投資省に提出する。書類を受領した日から 3 営業日以内に、計画投資省は書類を送付して関連を有する国家機関の審査意見を聴取する。
3. 書類を受領した日から 15 日以内に、意見聴取を受けた機関は管理権限に属する内容に関して書面で審査意見を出す。
4. 書類を受領した日から 30 日以内に、計画投資省は審査を行い、審査報告書を作成して政府首相に提出する。審査報告書はこの法律第 57 条 3 項が規定する各内容からなる。
5. 政府首相は、この法律第 57 条 8 項が規定する内容に従って、外国への投資承認を検討して、承認する。

第 59 条 外国への投資決定

1. 国営企業の外国への投資決定は、企業における生産、経営へ投資する国家資本の管理、使用に関する法令の規定及び関連を有する法令のその他の規定に従って実施する。
2. この条第 1 項の規定する場合に属さない外国への投資活動は、企業法の規定に従って投資家が決定する。
3. この条第 1 項、第 2 項が規定する外国への投資を決定する投資家、機関は、外国への投資に関する自らの決定について責任を負う。

第三節 外国への投資登録証明書の発給、調整及び効力終了の手続

第 60 条 外国への投資登録証明書発給の条件

1. 外国への投資活動がこの法律第 51 条が規定する原則に符合する。
2. この法律第 53 条が規定する外国への投資禁止分野、業種に属さず、この法律第 54 条が規定する外国への条件付投資分野、業種に対する外国への投資条件に適合する。
3. 投資家が、外貨を自ら準備することの誓約書を有する、又は権限がある与信機関の、外国への投資活動を実施するための外貨を準備する誓約書を有する。
4. この法律第 59 条の規定に従った外国への投資決定がある。
5. 投資家の納税義務の履行を確認する税務機関の書面がある。税務機関の確認時点は投資プロジェクトの書類提出日まで 3 か月を超えない。

第 61 条 外国への投資登録証明書発給の手続

1. 外国への投資方針承認が必要な各投資プロジェクトについては、計画投資省は、投資方針承認文書及びこの法律第 59 条の規定に従った外国への投資決定を受領した日から 5 営業日以内に、投資家に外国への投資登録証明書を発給する。
2. この条第 1 項に規定される場合に属さない投資プロジェクトについては、投資家は外国への投資登録証明書の発給申請書類を計画投資省に提出する。書類は以下からなる。
 - a) 外国への投資登録文書。
 - b) 投資家の法的資格に関する資料。
 - c) この法律第 59 条が規定する外国への投資決定。
 - d) この法律第 60 条 3 項の規定⁶³による外貨を自ら調達する誓約書、又は投資家に対して外貨を準備することを誓約する、権限がある与信機関の書面。
 - d) この法律第 54 条 1 項が規定する分野、業種の外国への投資プロジェクトについては、投資家は、関連を有する法令の規定に基づく外国への投資条件の適合について権限を有する国家機関の承認文書を提出する（もしあれば）。
3. 200 億ドン以上に相当する外貨が外国へ送金される場合、計画投資省は書面でベトナム国家銀行の意見を聴取する。
4. この条第 2 項が規定する書類を受領した日から 15 日以内に、計画投資省は外国への投資登録証明書を発給する。外国への投資登録証明書の発給を拒否する場合、投資家に書面により通知し、理由を明記しなければならない。
5. 政府は外国への投資プロジェクトの審査実施、外国への投資登録証明書の発給、調整、効力終了の手順、手続の詳細を定める。

第 62 条 外国への投資登録証明書の内容

1. 投資プロジェクトコード。
2. 投資家。
3. 投資プロジェクトの名称、外国における経済組織の名称（もしあれば）。
4. 投資の目標、場所。
5. 投資形式、投資資本、投資資本源、投資資本の形式、外国における投資活動実施の進捗。
6. 投資家の権利及び義務。
7. 投資優遇及び支援（もしあれば）。

第 63 条 外国への投資登録証明書の調整

⁶³ 第 60 条 3 項では「外貨の準備 *thu xếp ngoại tệ*」という表現が使われているが、この第 61 条 2 項 d 号では「外貨の調達 *thu xếp ngoại tệ*」という表現が使われているなど、文言上の表現が完全には一致していない。

1. 投資家は、以下の場合に、外国への投資登録証明書の調整手続を実施する。
 - a) ベトナムの投資家の変更。
 - b) 投資形式の変更。
 - c) 外国への投資資本，投資資本源，投資資本形式の変更。
 - d) 投資場所を必要とする投資プロジェクトについては、投資活動実施場所の変更。
 - d) 外国における投資活動の中心的な目標⁶⁴の変更。
 - e) この法律第 67 条 1 項 a 号及び b 号の規定に従った外国における投資利益の使用。
2. 投資家は、この条第 1 項が規定する内容以外を変更する場合は、国家投資情報システム上で更新をしなければならない。
3. 外国への投資登録証明書調整の書類は次のものからなる。
 - a) 外国への投資登録証明書の調整申請書。
 - b) 投資家の法的資格に関する資料。
 - c) 外国への投資登録証明書調整の書類を提出する時点までの投資プロジェクトの活動状況報告書。
 - d) この法律第 59 条 1 項に従った外国への投資活動調整決定⁶⁵，又はこの法律第 57 条 1 項 e 号が規定する書面。
 - d) 外国への投資登録証明書の写し。
 - e) 外国への投資資本を増額する調整の場合，投資家の納税義務の履行を確認する税務機関の書面。税務機関の確認時点は書類提出日まで 3 か月を超えない。
4. この条第 3 項が規定する書類を受領した日から 15 日以内に、計画投資省は外国への投資登録証明書を調整する。
5. 外国への投資方針承認が必要な投資プロジェクトについて、この条第 1 項及び第 57 条 8 項が規定する各内容を調整する時は、計画投資省は、外国への投資登録証明書を調整する前に、外国への投資方針調整承認手続を実施する。
6. 外国への投資登録証明書調整の申請により、投資プロジェクトが外国への投資方針承認が必要となる場合、計画投資省は、外国への投資登録証明書を調整する前に、外国への投資方針承認手続を実施する。
7. 外国への投資方針承認権限を有する機関、担当者は外国への投資方針調整承認権限を有する。外国への投資決定権限を有する機関、担当者は、外国への投資決定内容調整決定権限を有する。

⁶⁴ 「中心的な目標」の原文は“mục tiêu chính”である。

⁶⁵ 「投資活動調整決定」の原文は“Quyết định điều chỉnh hoạt động đầu tư”であり、原文ママで訳出している。

8. 投資プロジェクト調整申請により、投資プロジェクトがより高い級の機関の外国への投資方針承認権限に属するようになる場合、その高い級の機関が外国への投資方針調整承認権限を有する。

第 64 条 外国への投資登録証明書の効力の終了

1. 外国への投資登録証明書は以下の場合に効力を終了する。
 - a) 投資家が投資プロジェクト活動の終了を決定した。
 - b) 被投資国の法令の規定に従って、投資プロジェクトの活動期間が満了した。
 - c) 契約、企業の定款が規定する活動終了の各条件による。
 - d) 投資家が外国における投資資本の全部を外国投資家に譲渡した。
 - d) 外国への投資登録証明書の発給を受けた日から 24 か月の期限が経過したが、国家管理機関へ登録した進捗に従って投資家が投資プロジェクトを実施せず又は実施することができず、かつ、投資プロジェクト実施の進捗の調整手続を実施しない。
 - e) 外国における経済組織が、被投資国の法令の規定に従って解散した、又は破産した。
 - g) 裁判所の判決、決定、仲裁の判断による。
2. 投資家は被投資国の法令の規定に従って外国における投資プロジェクトの活動終了手続を実施し、外国への投資登録証明書の効力終了手続を実施する責任を負う。
3. 計画投資省は、外国への投資登録証明書の効力終了を実施する。

第四節 外国における投資活動の展開

第 65 条 外国への投資資本口座の開設

1. 投資家は、外国為替管理に関する法令の規定に従って、ベトナムにおける権限を有する与信機関の一つに外国への投資資本の口座を開設する。
2. 外国への投資活動に関連するベトナムから外国への及び外国からベトナムへの金員を移転する取引は、外国為替管理に関する法令の規定に従って、この条第 1 項が規定する投資資本口座を通じて実施しなければならない。

第 66 条 外国への投資資本の移転

1. 投資家は、以下の各条件に適合する場合は、投資活動実施のために投資資本を外国へ移転することができる。
 - a) 外国への投資登録証明書の発給を得ている。ただし、この条第 3 項が規定する場合を除く。

- b) 投資活動が、被投資国の権限を有する機関の承認又は許可を得ている。被投資国の法令が投資許可、又は投資承認について規定しない場合、投資家は被投資国における投資活動の権利を証明する資料を有さなくてはならない。
 - c) この法律第 65 条の規定に従った資本口座を有する。
2. 外国への投資資本の移転は、外国為替管理、輸出、技術移転に関する法令の各規定及び関連を有する法令のその他の規定を遵守しなければならない。
 3. 市場調査、研究、探査の活動及びその他投資準備活動のため、投資家は、政府の規定に従って外貨又は商品、機械、設備の外国への移転をすることができる。

第 67 条 外国における利益の使用

1. 投資家は、以下の場合に、外国における投資から得た利益を再投資のために維持することができる。
 - a) 登録に従った出資が全てなされていない場合、外国における投資資本を引き続き出資する。
 - b) 外国への投資資本を増額する。
 - c) 外国で新たな投資プロジェクトを実施する。
2. 投資家は、この条第 1 項 a 号及び b 号が規定する場合には、この法律第 63 条の規定に従って外国への投資登録証明書の調整を実施し、この条第 1 項 c 号が規定する場合には、この法律第 61 条の規定に従って外国への投資登録証明書発給手続を実施する。

第 68 条 国内への利益の移転

1. この法律第 67 条の規定に従って利益を維持する場合を除き、税の決算報告書又は被投資国の法令の規定に基づく同等の法的価値を有する文書を有した日から 6 か月以内に、投資家は外国における投資から得た利益及びその他の各収入を全てベトナムに移転しなければならない。
2. この条第 1 項に規定される期間内に利益及びその他の各収入をベトナムに移転しない場合、投資家は計画投資省及びベトナム国家銀行へ事前に書面で通知しなければならない。国内への利益の移転期間は、この条第 1 項が規定する期間終了日から 12 か月を超えない範囲で延長することができる。
3. この条第 1 項が規定する期間が経過してもまだ利益をベトナム国内に移転せず、かつ、通知もしない、又はこの条第 2 項が規定する延長された期限を経過しても投資家が利益をベトナム国内に移転していない場合、法令の規定に従って処分される。

第六章 投資に関する国家管理

第 69 条 投資に関する国家管理の責任

1. 政府は、ベトナムにおける投資及びベトナムから外国への投資について統一的に国家管理を行う。
2. 計画投資省は、政府がベトナムにおける投資及びベトナムから外国への投資について統一的に管理を行うのを補佐し、以下の任務、権限を有する。
 - a) ベトナムにおける投資及びベトナムから外国への投資に関する戦略、計画、政策を政府、政府首相に承認を受けるように提出する。
 - b) ベトナムにおける投資及びベトナムから外国への投資に関する法規範文書を発行し、又は発行権限を有する機関へ提出する。
 - c) ベトナムにおける投資及びベトナムから外国への投資手続を実施するための様式を制定する。
 - d) 投資に関する法規範文書の案内、普及、実施を指導し、実施について監督、検査、評価する。
 - d) 投資家の紛争を解決し、国家と投資家の間の紛争を予防する制度を構築し、発行権限を有する機関に提出する。
 - e) ベトナムにおける投資及びベトナムから外国への投資の状況を総括し、評価し、報告する。
 - g) 国家投資情報システム、国家投資データベースを構築、管理及び運用する。
 - h) 外国への投資登録証明書を発給、調整、効力終了を行う。
 - i) 工業団地、輸出加工区、経済区に関する国家管理を行う。
 - k) ベトナム及び外国における投資の促進及び投資促進活動の指導に関する国家管理を行う。
 - l) 投資活動を調査し、検査し、監査し、評価する。権限に従って投資活動を管理し、管理を協働する。
 - m) 権限に従って、投資活動に関連する国際条約の交渉、締結を行う。
 - n) 政府及び政府首相の割当に基づく投資についての国家管理に関するその他の各任務、権限を実施する。
3. 各省、省同格機関は、自らの任務、権限の範囲で、ベトナムにおける投資、及びベトナムから外国への投資に関する国家管理任務を計画投資省と協働して実施する責任を負う。具体的には以下からなる。
 - a) 投資と関連する法令、政策の策定について計画投資省、各省、省同格機関と協働する。
 - b) 法令、政策、指標、技術基準及び実施案内の策定及び発行について主宰し、各省、省同格機関と協働する。

- c) この法律第7条に規定される分野、業種に対する経営投資条件を権限に従って発行する政府に定めてもらうように提案する。
 - d) 分野の投資企画、計画、資本誘因プロジェクトの目録の作成、専門産業への投資を呼びかけ、促進を主宰し、計画投資省と協働する。
 - d) この法律の規定に従って投資方針を承認する場合に属する各投資プロジェクトの審査へ参加し、自らの職務、任務に属する審査の内容に責任を負う。
 - e) 権限に属する投資プロジェクトに対する投資条件への適合について専門分野の監察、評価、査察及び国家管理を行う。
 - g) 国家管理の領域において投資プロジェクトの困難、紛糾の解決;工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区において国家管理の任務を実施する工業団地、輸出特区、ハイテクパーク、経済区の管理委員会に対するランク分け、委任の案内を主宰し、省級人民委員会及び各省、省同格機関と協働する。
 - h) 国家管理範囲に属する投資プロジェクトの経済、社会的効果を定期的に評価し、計画投資省へ送付する。
 - i) 国家投資データベース構築のために関連する情報を提供する。割り当てられた領域について投資管理情報システムを維持、更新し、国家投資情報システムへ統合する。
4. 省級人民委員会、投資登録機関は、自らの任務、権限の範囲内で、ベトナムにおける投資活動及びベトナムから外国への投資に関して国家管理を実施する責任を負う。具体的には以下のとおりである。
- a) 地方における投資誘因プロジェクトの目録の作成、公表について各省、省同格機関と協働する。
 - b) この法令の規定に従った投資方針承認が必要な投資プロジェクトの審査を主宰、参加し、自らの職務、任務に属する審査内容につき責任を負う。投資登録証明書の発給、調整及び回収の手續実施を主宰する。
 - c) 地方の投資プロジェクトに対する国家管理機能を実現する。
 - d) 投資家の各困難、紛糾を権限に基づき解決し、又は解決権限を有する機関へ提案する。
 - d) 地域における投資活動の効果を定期的に評価し、計画投資省へ報告する。
 - e) 国家投資データベース構築のため関連情報を提供し、国家投資情報システムを維持、更新する。
 - g) 投資報告制度の実施を指導し、監察及び評価を指導する。
5. 外国におけるベトナムの代表機関は、被投資国におけるベトナムの投資家の投資活動を監督、支援して、権利、合法的な利益を保護する責任を有する。

第70条 投資の監察、評価

1. 投資の監察、評価活動は以下からなる。

- a) 投資プロジェクトの監察, 評価。
 - b) 投資の総合監察, 評価。
2. 投資の監察, 評価の責任は以下からなる。
- a) 投資に関する国家管理機関, 専門分野の国家管理機関は, 投資の総合監察, 評価及び管理範囲に属する投資プロジェクトの監察, 評価を実施する。
 - b) 投資登録機関は, 投資登録証明書の発給権限に属する投資プロジェクトを監察し, 評価する。
3. 投資プロジェクトの監察, 評価の内容は以下からなる。
- a) 経営投資のために国家資本を使用する投資プロジェクトについては, 投資に関する国家管理機関, 専門分野の国家管理機関は, 投資決定において承認された内容及び指標に従って投資プロジェクトの監察, 評価を実施する。
 - b) その他の資金源を使用する投資プロジェクトについては, 投資に関する国家管理機関, 専門分野の国家管理機関は, 法令の規定に従い, 投資プロジェクトの目標, 権限を有する機関により承認された投資の企画及び投資方針との符合性, 実施の進捗, 環境, 技術の保護, 土地その他の天然資源の使用についての各要請の実施について監察, 評価を実施する。
 - c) 投資登録機関は, 投資登録証明書, 投資方針承認文書に規定された各内容について監察, 評価を実施する。
4. 投資の総合監察, 評価の内容は以下からなる。
- a) 詳細を規定し, 施行を案内する法規範文書の発行。投資に関する法令の規定の実施。
 - b) 各投資プロジェクトの実施状況。
 - c) 全国, 各省, 省同格機関及び各地方の, ランク別の各投資プロジェクトの投資実施結果の評価。
 - d) 同級の国家管理機関, 投資に関する上級の国家管理機関に対し, 投資の評価結果並びに投資に関する法令の不明点及び違反の処理方法について提案する。
5. 評価実施機関, 組織は, 自ら実施し, 又は投資評価のための十分な条件, 能力を有する専門家, 諮問組織を雇う。
6. 政府はこの条の詳細を定める。

第 71 条 国家投資情報システム

1. 国家投資情報システムは以下からなる。
 - a) 内国投資に関する国家情報システム。
 - b) 外国からベトナムへの投資に関する国家情報システム。
 - c) ベトナムから外国への投資に国家情報システム。
 - d) 投資促進に関する国家情報システム。

- d) 工業団地，経済区に関する国家情報システム。
- 2. 計画投資省は，国家投資情報システムの構築及び運営；国家投資データベースの構築；中央及び地方における投資に関する国家管理機関の体系の運営の評価を主宰し，関連を有する各機関と協働する。
- 3. 投資に関する国家管理機関及び投資家は，関連する各情報を十分に，遅滞なく，正確に国家投資情報システムに入力し，更新する責任を有する。
- 4. 国家投資情報システムに保存されている投資プロジェクトの情報は，投資プロジェクトに関するオリジナルの情報としての法的価値を有する。

第 72 条 ベトナムにおける投資活動の報告制度

- 1. 報告制度の実施対象は以下からなる。
 - a) 省，省同格機関，省級人民委員会。
 - b) 投資登録機関。
 - c) この法律の規定に従って投資プロジェクトを実施する投資家，経済組織。
- 2. 定期報告制度は以下のように実施する。
 - a) 四半期，一年ごとに，投資プロジェクトを実施する投資家，経済組織は，実際の投資資本，経営投資活動の結果，労働者，国家予算への納付，研究及び開発のための投資，環境の処理及び保護，活動領域に応じた専門分野の各指標に関する情報，の各内容からなる投資プロジェクトの実施状況について，投資登録機関及び地域の統計機関に報告する。
 - b) 四半期，一年ごとに，投資登録機関は計画投資省及び省級人民委員会に対し，投資登録証明書の受領，発給，調整，回収の状況，管理範囲に属する各投資プロジェクトの活動状況を報告する。
 - c) 四半期，一年ごとに，省級人民委員会は，地域における投資の状況を総括し，計画投資省に報告する。
 - d) 四半期，一年ごとに，各省，省同格機関は，投資登録証明書又は管理範囲に属するその他の同等の価値を有する各書類（もしあれば）の発給，調整，回収の状況に関して報告する。分野の管理範囲に関連を有する投資活動に関する報告を，総括して政府首相に報告する計画投資省に送付する。
 - d) 一年ごとに，計画投資省は政府首相に対し，全国の投資の状況に関する報告及びこの条第 1 項が規定する各機関の投資報告制度の実施状況に関する評価の報告を行う。
- 3. 機関，投資家及び経済組織は，書面により，及び国家投資情報システムを通じて報告を実施する。
- 4. この条第 1 項が規定する機関，投資家及び経済組織は，権限を有する国家機関の請求がある時は，臨時の報告を実施する。

5. 投資登録証明書の発給範囲に属しない各投資プロジェクトについては、投資プロジェクトの実施を開始する前に、投資家は投資登録機関に報告を行う。

第73条 外国における投資活動の報告制度

1. 報告制度を実施する機関、組織、個人は以下のとおりである。
 - a) 法令の規定に従って外国への投資活動管理の任務を有する省、省同格機関、企業における国家資本代表機関。
 - b) この法律の規定に従って外国への投資プロジェクトを実施する投資家。
2. この条第1項 a 号が規定する対象に対する報告制度は以下のように実施する。
 - a) 一年ごとの定期的に、自らの職務、任務に従って外国への投資活動に関する管理の状況の報告書を作成して、それを総括して政府首相に報告する計画投資省に報告する。
 - b) 一年ごとの定期的に、計画投資省は政府首相に外国への投資の状況について報告する。
3. 投資家の報告制度は以下のように実施する。
 - a) 投資プロジェクトが被投資国の法令の規定に従って承認又は許可を受けた日から60日以内に、投資家は外国における投資活動の実施につき、投資プロジェクト承認書面の写し又は被投資国における投資活動の権利を証明する資料を添付した書面により、計画投資省、ベトナム国家銀行、被投資国におけるベトナムの代表機関に通知を送付しなければならない。
 - b) 四半期、一年ごとの定期的に、投資家は投資プロジェクトの活動状況報告書を計画投資省、ベトナム国家銀行、被投資国におけるベトナムの代表機関に送付する。
 - c) 税の決算報告書又は被投資国の法令の規定に基づき同等の法的価値を有する文書を有した日から6か月以内に、投資家は、財政報告書、税の決算報告書又は被投資国の法令の規定に基づき同等の法的価値を有する書面を添付して、投資プロジェクトの活動状況を計画投資省、ベトナム国家銀行、財政省、被投資国におけるベトナムの代表機関並びにこの法律の規定及び関連を有する法令のその他の規定に基づき権限を有する国家管理機関に報告する。
 - d) 国家資本を使用する外国への投資プロジェクトについては、この項 a 号、b 号及び c 号が規定する報告制度の実施のほかに、投資家は、企業における生産、経営に投資した国家資本の管理、使用に関する法令の規定に基づく投資報告制度を実施しなければならない。
4. この条第2項及び第3項が規定する報告は、書面により、及び国家投資情報システムを通じて実施される。

5. この条第1項が規定する機関及び投資家は、国家管理業務又は投資プロジェクトに関連して発生した諸問題に関連して請求があった時は、権限を有する国家機関の請求に従って臨時の報告を実施する。

第74条 投資促進活動

1. 政府は、分野及びそれぞれの時期ごとの経済、社会発展の戦略、企画、計画、目標への適合に従った投資活動の促進、利益増大を狙って、投資促進の構築、政策の実施、方向性を指導する。地域に関連し、分野に関連し、貿易及び観光の促進に接着した投資促進のプログラム、活動の実施を保障する。
2. 計画投資省は、国家投資促進計画、プログラムを構築し、実施する。地域、省に関連する投資促進活動を配分する。国家全体の投資促進を監督、監察し、その効果を評価する。
3. 省、省同格機関、省級人民委員会は、自らの任務、権限の範囲内で、経済、社会発展戦略、企画、計画及び国家投資促進プログラムと符合する管理範囲に属する領域、地域での投資促進計画、プログラムを構築して実施する。
4. 投資促進プログラムの構築及び実施の経費は、国家予算及びその他の合法的支援源に配分される。
5. 政府はこの条の詳細を規定する。

第七章 施行条項

第75条 経営投資に関連を有する各法律の条項の修正、補充

1. 番号 40/2019/QH14 の法律によって条項が修正、補充された住宅法（番号 65/2014/QH13）の条項を以下のように修正、補充する。
 - a) 第21条2項を以下のように修正、補充する。

“2. 投資に関する法令の規定に従ったそれぞれのプロジェクトを実施するための預託金がある、又は預託義務に関する銀行の保証がある。”
 - b) 第22条2項c号を以下のように修正、補充する。

“c) 投資法の規定に従った投資家の承認。複数の投資家が承認された場合は、投資法の規定に従って投資主を確定する。
政府はこの号の詳細を規定する。”
 - c) 第23条1項を以下のように修正、補充する。

“1. 合法的な住宅用地、及び権限を有する国家機関に土地使用目的を住宅用地に変更する許可を得ているその他の各種土地の使用権を有する。”
 - d) 第170条2項を以下のように修正、補充する。

“2. 投資法の規定に従って投資方針承認が必要になるその他の住宅建設プロジェクトについては、投資法の規定に従って実施する。”
 - d) 第175条7項を以下のように修正する。

- “7. 住宅の開発、管理に関する専門的知識、技能の養成、増強を組織し、共同住宅の管理運営に関する研修コースの修了証明書の発給について規定し、共同住宅の格付けについて規定し、公認する。”
- e) 第 22 条 3 項及び第 171 条を廃止する。
2. 不動産事業法（番号 66/2014/QH13）を以下のように修正、補充する。
- a) 第 10 条 1 項を以下のように修正する。
- “1. 不動産事業を営む組織、個人は、この条第 2 項が規定する場合を除き、企業又は協同組合（以下、企業と総称する）を設立しなくてはならない。”
- b) 第 50 条を以下のように修正、補充する。
- “第 50 条 不動産プロジェクトの全部又は一部の譲渡許可の権限**
1. 投資法の規定に従って投資方針承認を得た、又は投資登録証明書の発給を得た不動産プロジェクトについて、不動産プロジェクトの全部又は一部の譲渡の権限、手続は投資法の規定に従って実施する。
2. この条第 1 項の規定する場合に属さない不動産プロジェクトについて、不動産プロジェクトの全部又は一部の譲渡許可の決定権限は以下のように実施する。
- a) 省、中央直轄市の人民委員会（以下、「省級人民委員会」と総称する）は、省級人民委員会が投資について決定した不動産プロジェクトについて全部又は一部の譲渡許可を決定する。
- b) 政府首相は、政府首相が投資について決定した不動産プロジェクトについて全部又は一部の譲渡許可を決定する。”
- c) 第 51 条 1 項の前に、導入文を補充する。
- “この法律第 50 条 2 項が規定する不動産プロジェクトの全部又は一部の譲渡手続は以下のように実施する。”
3. 番号 35/2018/QH14 の法律及び番号 39/2019/QH14 の法律によって条項が修正、補充された環境保護法（番号 55/2014/QH13）の条項を以下のように修正、補充する。
- a) 第 25 条 2 項 a 号を以下のように修正、補充する。
- “この法律第 18 条が規定する対象について、権限を有する機関は環境影響予備的評価を投資方針承認の根拠とする。投資家は、環境影響報告書が決裁された後にプロジェクトを実施できるのみである。
- 公共投資プロジェクトについて、権限を有する機関は環境影響予備的評価を投資方針承認の根拠とし、環境影響評価をこの法律第 18 条が規定する対象への投資決定の根拠とする。政府は環境影響予備的評価の対象、内容の詳細を規定する。”
- b) 第 25 条 2 項 d 号を以下のように修正、補充する。

“この項 a 号, b 号, c 号及び d 号が規定する対象に属さないプロジェクトについて, 権限を有する機関は環境影響予備的評価を投資登録証明書発給の根拠とする。ただし, 投資登録証明書の発給が投資家の要請による場合は除く。投資家は, 環境影響報告書が決裁された後にプロジェクトを実施できるのみである。”

4. 番号 32/2013/QH13 の法律及び番号 71/2014/QH13 の法律によって条項が修正, 補充された企業所得税法 (番号 14/2008/QH12) の条項を以下のように修正, 補充する。
 - a) 第 13 条 5 項の後に 5a 項を補充する。

“5a. 投資法第 20 条 2 項が規定する投資プロジェクトについて, 政府首相は, この条第 1 項が規定する優先税率と比較して 50 パーセントを超えない限度で減額する優先税率適用を決定する。その期間は, この条第 1 項が規定する優先税率適用期間と比較して 1.5 を超えず, 15 年を超えない限度で延長ができるが, 投資プロジェクト期間を超えない。”
 - b) 第 14 条 1 項の後に 1a 項を補充する。

“1a. 投資法第 20 条 2 項が規定する投資プロジェクトについて, 政府首相は最長で 6 年を超えない範囲での免税, 及び最長で引き続き 13 年を超えない範囲での, 納入しなければならない税金 50% の減額の適用を決定する”
5. 番号 31/2009/QH12 の法律及び番号 35/2018/QH14 の法律によって条項が修正, 補充された映画法 (番号 62/2006/QH11) の条項を以下のように修正, 補充する。
 - a) 第 14 条, 第 15 条及び第 30 条 3 項を廃止する。
 - b) 第 55 条から「14」とその直後の「, 」を削除する。
6. 番号 77/2015/QH13 の法律, 番号 35/2018/QH14 の法律及び 40/2019/QH14 の法律によって条項が修正, 補充された都市企画法 (番号 30/2009/QH12) 第 10 条及び第 43 条 2 項 a 号を廃止する。

第 76 条 施行条項

1. この法律は, この条第 2 項の規定を除き, 2021 年 1 月 1 日に効力を有する。
2. この法律第 75 条 3 項の規定は 2020 年 9 月 1 日から施行効力を有する。
3. 番号 90/2015/QH13 の法律, 番号 03/2016/QH14 の法律, 番号 04/2017/QH14, 番号 28/2018/QH14, 番号 42/2019/QH14 によって条項を修正, 補充された投資

法（67/2014/QH14⁶⁶）は、この法律が施行効力を有する日に効力を失う。ただし、投資法（67/2014/QH14⁶⁷）第 75 条を除く。

4. ベトナム市民は、国家住民データベースと国家投資登録、企業登記データベースとの結合において投資法及び企業法が規定する行政手続をする際、人民証明書、身分証明カード、パスポート及び個人を証明するその他の書類の代わりに個人識別番号⁶⁸を使用することができる。
5. 法規範文書が投資法の規定に従ったプロジェクト承認決定、投資方針決定に関する規定を参照する場合、この法律が規定する投資方針承認に関する規定に従って実施する。

第 77 条 転換規定

1. この法律が効力を生ずる日の前に投資許可証、投資優遇証明書、投資証明書、投資登録証明書の発給を受けた投資家は、発給を受けた投資許可証、投資優遇証明書、投資証明書、投資登録証明書に従って投資プロジェクトを実施することができる。
2. 以下の場合に属する投資プロジェクトは、この法律の規定に従った投資方針承認手続を実施する必要がない。
 - a) 投資家が、この法律が施行効力を有する前に、権限を有する国家機関から投資、住宅、都市及び建設に関する法令に従った投資方針決定、投資方針承認、投資承認を受けている。
 - b) この法律が施行効力を有する日の前に、投資、住宅、都市、建設に関する法令の規定に従った投資方針承認、投資方針決定、投資承認、投資登録証明書の発給が必要でない投資プロジェクトで、法令の規定に従って投資家が投資プロジェクトの実施を開始している
 - c) この法律が施行効力を有する日の前に、投資家が投資家選択の入札を落札し、土地所有権の競売を競落した。
 - d) プロジェクトが、この法律が施行効力を有する前に、投資優遇証明書、投資許可書、投資証明書、投資登録証明書の発給を受けている。
3. この条第 2 項が規定する投資プロジェクトがこの法律の規定に従った投資方針承認が必要となるものを内容とする調整をする時は、この法律の規定に従って投資方針承認、又は投資方針調整の手続を実施しなければならない。
4. 2015 年 7 月 1 日より以前に、法令の規定に従って実施していた、又は実施の承認、許可を受けていた投資プロジェクトで、この法律の規定に従うと投資

⁶⁶ 原文ママ。正しくは 67/2014/QH13 である。

⁶⁷ 前脚注に同じ。

⁶⁸ 「個人識別番号」の原文は “số định danh cá nhân” である。

プロジェクト実施の担保が必要となるものは、預託又は預託義務に関する銀行の保証をする必要はない。この法律が施行効力を有した後に、投資家が投資プロジェクトの目標、実施の進捗、土地使用目的を調整する場合は、この法律の規定に従って預託又は預託義務に関する銀行保証を実施しなければならない。

5. この法律が施行効力を有する前に締結した債権回収サービス契約は、この法律が施行効力を有する日から効力を失う。各契約当事者は、民事及び関連を有する法令のその他の規定に従って、債権回収サービス契約を整理するための活動を実施することができる。
6. この法律第 9 条に従って発行される目録が規定する条件より有利な市場アクセス条件を適用されている非内国経済組織は、発給を受けている投資登録証明書の規定に従った条件を引き続き適用される。
7. この法律が施行効力を有する前に土地引渡を受けたプロジェクト及び土地引渡をまだ受けていないプロジェクトに対して、この法律第 44 条 3 項の規定を適用する。
8. 行政手続実施書類の構成を規定する法令が投資登録証明書、投資方針承認文書が必須であると規定するが、この法律の規定では投資登録証明書、投資方針承認が必要な投資プロジェクトに属さない場合、その投資家は投資登録証明書、投資方針承認文書を提出しなくてもよい。
9. 工業団地内で働く労働者のための住宅、サービス施設⁶⁹、公共施設を開発するための土地の配置について困難に遭遇している各地方に対し、権限を有する国家機関は、労働者のための住宅、サービス施設、公共施設を開発するために土地の一部を確保できるよう工業団地建設企画（2014 年 7 月 1 日より前に設立された工業団地に対するもの）を調整することができる。
企画調整後の工業団地内で働く労働者のための住宅、サービス施設、公共施設を開発するための土地は、工業団地の地理的境界の外に配置されなければならない。建設に関する法令及び関連を有する法令のその他の規定に従った環境安全間隔を保障しなければならない。
10. 外国への投資活動に対する経過規定は以下のとおりである。
 - a) 2015 年 7 月 1 日より前に発給された許可書、外国への投資証明書に記載された外国への投資活動の期間に関する規定は、施行効力を失う。
 - b) この法律が規定する外国への条件付投資分野、業種に属する外国への投資を実施するための許可書、外国への投資証明書、外国への投資登録証明書の発給を得ている投資家は、発給を受けている許可書、外国への投資証明書、外国への投資登録証明書に従って引き続き実施する。

⁶⁹ 「サービス施設」の原文は“công trình dịch vụ”である。

11. この法律が施行効力を有する日から、受領済みの書類で解決期限も経過しているが、番号 90/2015/QH13 の法律、番号 03/2016/QH14 の法律、番号 04/2017QH14、番号 28/2018/QH14、番号 42/2019/QH14 によって条項を修正、補充された投資法（67/2014/QH13）の規定に従った結果がまだ出ていないものは、引き続き番号 90/2015/QH13 の法律、番号 03/2016/QH14 の法律、番号 04/2017QH14、番号 28/2018/QH14、番号 42/2019/QH14 によって条項を修正、補充された投資法（67/2014/QH13）の規定に従って適用される。
12. 政府はこの条の詳細を規定する。

この法律は、2020年6月17日、ベトナム社会主義共和国第14期国会第9会期において採択された。

国会議長
署名済み：グエン・ティ・キム・ガン

別表 1 経営投資が禁止される各麻薬物質（略）

別表 2 禁止される化学物質，鉱物の目録（略）

別表 3 グループ I の絶滅危惧，貴重，希少な野生動植物，水産物の目録（略）

別表 4 条件付き経営投資分野，業種の目録

1. 印鑑生産
2. サポートツール⁷⁰（全面的修理を含む）事業
3. 爆竹を除く，火薬を筒に詰めて爆発させる製品の事業
4. 録音，記録，位置の特定のために使用する，偽装設備，ソフトウェアの事業
5. ペイントボールガン販売事業
6. 軍隊向けの軍服，軍用品，軍用武器，軍，公安専用の装設備，技術，器材，手段；製造専用工業の特殊な部品，部分，器材及び装設備，の事業
7. 質屋サービス事業
8. マッサージ事業
9. 優先車両の信号発信装備事業
10. 警備事業
11. 防火，消火サービス事業
12. 弁護士の業務
13. 公証の業務
14. 金融，銀行，建設，古物，遺物，作家の著作権の分野における司法鑑定の業務
15. 財産競売事業
16. 執行，送達の業務
17. 破産解決の過程で企業，協同組合の財産を管理，整理する業種
18. 会計サービス事業
19. 会計検査サービス事業
20. 税務手続サービス事業
21. 税関手続サービス事業
22. 免税品事業

⁷⁰ 「サポートツール」の原文は“công cụ hỗ trợ”であり，Luật Quản lý, sử dụng vũ khí, vật liệu nổ và công cụ hỗ trợ（14/2017/QH14）の第3条11項に定義がある。

23. 保税倉庫, LCL 貨物集荷場事業
24. 税関の収取, 検査, 監察の手續事業
25. 証券事業
26. ベトナム証券保管振替公社, 上場証券及びその他の各種の証券の取引市場の組織の登録保管振替決済事業
27. 保険事業
28. 再保険事業
29. 保険仲介, 保険補助活動
30. 保険代理
31. 価格鑑定サービス事業
32. 宝くじ事業
33. 外国人に対する賞品付きの電子ゲーム事業
34. 信用格付サービス事業
35. カジノ事業
36. 賭博事業
37. 希望年金基金サービス事業
38. 石油類事業
39. ガス事業
40. 商事鑑定事業
41. 爆発性の工業原料事業 (廃棄活動を含む)
42. 爆薬材料販売事業
43. 爆発性の工業原料及び爆薬材料を使用する事業
44. ダイナマイトを仕掛ける事業
45. 化学兵器の開発, 生産, 貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に従って禁じられる化学物質を除く, 化学物質事業
46. 酒の事業
47. タバコ, タバコの原料, タバコ専用の機械, 設備の事業
48. 商工省の専門分野管理領域に属する食品事業
49. 商品取引所の活動
50. 電気の発電, 送電, 分配, 卸売り, 小売り, 電力専門分野のコンサルタントの活動
51. 米の輸出
52. 特別な消費税を有する品物の暫時の輸入, 再輸出の事業
53. 冷凍食品の暫時の輸入, 再輸出の事業
54. 中古品一覧表に属する品物の暫時の輸入, 再輸出の事業
55. 鉱産物事業

56. 工業の前駆物質事業
57. ベトナムにおける外国サービス提供者の品物の売買及び品物の売買と直接関連性を有する各活動
58. マルチ商法事業
59. 電子商取引活動
60. 石油・ガス活動
61. エネルギー検査
62. 職業教育活動
63. 職業教育品質検定
64. 職業技能評価サービス事業
65. 労働安全技術検定サービス事業
66. 労働安全, 労働衛生の訓練サービス事業
67. 職業紹介サービス事業
68. 外国への労働者派遣サービス事業
69. 麻薬中毒更生, 禁煙, HIV/AIDS 治療, 高齢者, 障害者, 若年者保護サービス事業
70. 労働者再雇用サービス事業
71. 陸上運送事業
72. 自動車の保証, 整備サービス事業
73. 自動車の生産, 組み立て, 輸入
74. 動力を有する乗り物の検定サービス事業
75. 自動車運転者養成サービス事業
76. 交通安全審査者養成サービス事業
77. 運転者試験サービス事業
78. 交通安全審査サービス事業
79. 水路輸送事業
80. 内陸部の河川の交通手段となる船の新造, 交換, 修理, 回復サービス事業
81. 内陸部の河川の交通手段となる船の船員と運転者の養成サービス事業
82. 海運船員の訓練, 育成及び海運船員の募集, 調達
83. 海運安全保証サービス事業
84. 海上運送事業
85. 曳舟サービス事業
86. 中古海船の輸入, 解体
87. 海船の新造, 交換, 修理サービス事業
88. 港湾開発事業
89. 航空運送事業

90. ベトナムにおける飛行機, 飛行機エンジン, 飛行機のプロペラ及び飛行機の
 装備設備の設計, 生産, 整備, 試験サービス事業
91. 航空, 空港事業
92. 空港における航空サービス事業
93. 飛行活動保証サービス事業
94. 航空員の義務の訓練, 養成サービス事業
95. 鉄道運送事業
96. 鉄道インフラストラクチャ事業
97. 都市鉄道事業
98. 複合運送サービス事業
99. 危険物輸送サービス事業
100. パイプライン事業
101. 不動産事業
102. 清浄水 (生活用の水) 事業
103. 建築サービス事業
104. 建設投資プロジェクト管理コンサルタントサービス事業
105. 建設審査サービス事業
106. 建設設計, 建設設計審査サービス事業
107. 大規模建設施行監察コンサルタントサービス事業
108. 大規模建設施行サービス事業
109. 外国の請負人による建設活動
110. 建設投資支出管理サービス事業
111. 建設の検定サービス事業
112. 建設専門分野実験サービス事業
113. マンション運用, 管理サービス事業
114. 火葬場運用, 管理サービス事業
115. 建設企画設計作成サービス事業
116. 蛇紋石系に属する白石綿の生産品の事業
117. 郵政サービス事業
118. 通信サービス事業
119. デジタル署名が正しいことの承認サービス事業
120. 出版社の活動
121. 包装紙の印刷を除く印刷サービス事業
122. 出版物発行サービス事業
123. ソーシャルネットワークキングサービス事業
124. 通信, インターネット上のゲーム事業

125. 有料放送，放映サービス事業
126. 総合ウェブサイト設立サービス事業
127. 外国のパートナーに対して輸入を禁じられている中古情報技術生産品の
一覧表⁷¹に属する消耗した中古情報技術生産品の加工，再製，修理，新しく
する作業のサービス
128. 通信，インターネット上の情報内容サービス事業
129. ドメイン登録，維持サービス事業
130. データセンターサービス事業
131. 電子識別，認証サービス事業
132. ウェブ情報の安全の生産，サービス事業
133. 輸入メディア発行サービス事業
134. 民事暗号生産，サービス事業
135. 移動情報波にトラブルを起こし，破壊する設備の事業
136. 幼児教育事業活動
137. 小学校，中学校，高校の教育事業活動
138. 大学教育事業活動
139. 外国の投資資金を有する教育組織，ベトナムにある外国教育の代表事務所，
外国の投資資金を有する教育組織の分校，の活動
140. 継続教育組織活動
141. 専門個別学校活動
142. 外国と連携した養成活動
143. 教育品質検定
144. 留学コンサルタントサービス事業
145. 水産物の開発
146. 水産物事業
147. 水産飼料，畜産飼料の事業
148. 水産飼料，畜産飼料の検査サービス事業
149. 水産物，畜産養殖における生物学，微生物，化学物質，環境処理物質の製
品の事業
150. 漁船の新造，改良事業
151. 漁船の検査
152. 漁船の乗組員の訓練，育成
153. 絶滅のおそれのある野生動植物の種取引に関する条約（CITES）の付録
及び絶滅寸前の，貴重な，希少な野生動植物，水産物の目録に属する動植物
の育成

⁷¹ 詳細は通達 11/2018/TT-BTTTT を参照されたい。

154. 一般の野生動物の飼育
155. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の取引に関する条約（CITES）の付録及び絶滅危惧，貴重，希少な野生動植物，水産物の目録に属する自然からの標本の輸出，輸入，再輸出，国内通過，海からの入国
156. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の取引に関する条約（CITES）の付録及び絶滅危惧，貴重，希少な野生動植物，水産物の目録に属する，生殖，育成，人口植した標本の輸出，輸入，再輸出
157. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の取引に関する条約（CITES）の付録及び絶滅危惧，貴重，希少な野生動植物，水産物の目録に属する動植物の標本の加工，取引，運搬，宣伝，展示，保存
158. 農薬事業
159. 植物検疫の範囲に属する物体の処理サービス事業
160. 農薬の有効性検査サービス事業
161. 植物保護サービス事業
162. 獣医学の薬と獣医学で使用されるワクチン，生物学製品，微生物，化学物質の事業
163. 獣医学の技術サービス事業
164. 動物の検査，手術サービス事業
165. 動物に対する注射，病気の診断，処方薬の作成，病気の治療，健康の世話のサービス事業
166. 獣医学の薬（獣医学の薬，水産獣医学の薬，獣医学と水産学で使用されるワクチン，生物学製品，微生物，化学物質からなる）の試験，有効性の検査サービス事業
167. 家畜の大規模飼育事業
168. 家畜，家禽のと殺事業
169. 農業農村開発省の専門分野の管理に属する食品事業
170. 動物，動物製品の検疫隔離サービス事業
171. 肥料事業
172. 肥料有効性検査サービス事業
173. 植物種，動物種の事業
174. 水産物種の事業
175. 植物種，動物種の検査サービス事業
176. 水産物種の検査サービス事業
177. 水産，畜産における環境処理の生物学製品，微生物，化学物質の検査サービス事業
178. 遺伝子組み換え製品の事業

179. 病気の診断, 病気の治療サービス事業
180. 美容外科手術サービス事業
181. 薬事業
182. 化粧品生産
183. 家庭医療領域における殺虫, 滅菌をする化学物質, 製品事業
184. 医療用具事業
185. 知的所有についての鑑定 (著作権及び関連する権利についての鑑定, 工業所有鑑定及び植物種に対する権利についての鑑定を含む) サービス事業
186. 放射線業務実施サービス事業
187. 原子エネルギー応用援助サービス事業
188. 適合性評価サービス事業
189. 計量器, 測定の水準の検定, 校正, 試験サービス事業
190. 技術の評価, 価格審査及び鑑定サービス事業
191. 知的所有権代表サービス (工業所有の代表サービス及び植物種に対する権利の代表サービスを含む) 事業
192. 映画発行, 及び普及サービス事業
193. 古物鑑定サービス事業
194. 遺跡の保管, 補修及び回復のプロジェクト企画立案, 実施, 実施の監察のサービス事業
195. カラオケ, ダンスホールのサービス事業
196. 旅行サービス事業
197. スポーツ企業, 専門スポーツクラブのスポーツ活動事業
198. 芸術公演, ファッションショーの上演, 美人, モデルコンテスト実施サービス事業
199. 音楽, 舞台の演芸の録音, 録画事業
200. 宿泊サービス事業
201. 国家の遺物, 古物, 宝物の売買
202. 国家所有に属さず, 政治組織, 政治-社会組織の所有に属する遺物, 古物の輸出; 文化スポーツ旅行省の専門分野の管理に属する文化物の輸入
203. 博物館サービス事業
204. 電子ゲーム事業 (外国人向けの賞品付き電子ゲーム事業及びインターネット上の賞品付き電子ゲーム事業を除く)
205. 土地調査, 評価コンサルタントサービス事業
206. 土地使用企画, 計画立案サービス事業
207. 情報工業技術インフラストラクチャの作成, 土地情報システムのソフトウェアの作成サービス事業

- 208. 土地データベース作成サービス事業
- 209. 地価確定サービス事業
- 210. 測量と地図のサービス事業
- 211. 気象予報，警報サービス事業
- 212. 地下水掘削，調査サービス事業
- 213. 天然水の開発，使用，水源への排水サービス事業
- 214. 水源の基礎調査，企画，計画，報告の立案のコンサルタントサービス事業
- 215. 鉱産物調査サービス事業
- 216. 鉱産物開発
- 217. 有害廃棄物運搬，処理サービス事業
- 218. スクラップの輸入
- 219. 環境観測サービス事業
- 220. 商業銀行⁷²の事業活動
- 221. 銀行を除いた与信機関⁷³の事業活動
- 222. 協同組合銀行⁷⁴，人民信用基金，マイクロファイナンスの事業活動
- 223. 中間決済サービスの提供，顧客の決済口座を通じない決済サービスの提供
- 224. 信用情報サービスの提供
- 225. 与信機関でない組織の外国為替経営，サービス提供活動
- 226. 金事業
- 227. お金を印刷，鋳造する活動

⁷² 詳細は Luật các tổ chức tín dụng(47/2010/QH12)の 4 条 3 項を参照されたい。

⁷³ 詳細は Luật các tổ chức tín dụng(47/2010/QH12)の 4 条 4 項を参照されたい。

⁷⁴ 詳細は Luật các tổ chức tín dụng(47/2010/QH12)の 4 条 7 項を参照されたい。